

平成 25 年度 第 2 回幕別町地域公共交通確保対策協議会会議録

1 開催日時

平成25年 7 月10日（水）午後 2 時00分から午後 2 時55分まで

2 開催場所

幕別町民会館 2 階 講堂

3 出席者等

(1) 委員の数 21名

(2) 出席委員数等

所 属 等	氏 名
幕別町	高橋 平明
帯広運輸支局	桑山 秀也
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	吉田 健二 代理 津田 浩司
帯広開発建設部道路計画課	金井 仁志 代理 長谷川 健一
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	野口 恭延
十勝バス株式会社	長沢 敏彦
北斗タクシー有限公司	猪股 旭 代理 高橋 毅
エイシン運輸有限公司	桑島 信一 代理 桑島 和子
幕別地区公区長代表	高橋 勝雄
札内地区公区長代表	工藤 伸 代理 板垣 健三郎
南幕別地区公区長代表	片山 民男
忠類地区公区長代表	芹澤 勇治
幕別町商工会	吉村 学 代理 八代 芳雄
幕別町社会福祉協議会	清水 雅
幕別町民生委員児童委員協議会	大石 洋子
幕別町消費者協会	永井 ケイ子
幕別町PTA連合会	佐賀野 孝
幕別町老人クラブ連合会	吉崎 澄三郎
幕別町障害者（児）団体連絡協議会	土谷 進
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	前田 英司
計	20名

(3) 事務局：伊藤企画室長、細澤参事、岡田副主幹

4 会議次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 報告事項

- ア 報告第1号 コミュニティバスのボディカラーについて
- イ 報告第2号 幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の提出について
- ウ 報告第3号 予約型乗合タクシー試験運行事業者の決定について
- (4) 議案
 - ア 議案第1号 コミュニティバスの運行路線及び運行時刻について
 - イ 議案第2号 コミュニティバスの乗車運賃等について
 - ウ 議案第3号 コミュニティバスの愛称及びデザインについて
 - エ 議案第4号 コミュニティバス停留所標識のデザインについて
 - エ 議案第5号 予約型乗合タクシーの乗車運賃等について
- (5) その他
- (6) 閉会

5 議事の結果

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告事項
 - ア 報告第1号 コミュニティバスのボディカラーについて
議案書に基づき事務局から説明
【質疑なし】
 - イ 報告第2号 幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の提出について
議案書に基づき事務局から説明
【質疑なし】
 - ウ 報告第3号 予約型乗合タクシー試験運行事業者の決定について
議案書に基づき事務局から説明
【質疑なし】
- (4) 議案
 - ア 議案第1号 コミュニティバスの運行路線及び運行時刻について
議案書に基づき事務局から説明
【質疑なし、原案のとおり承認】
 - イ 議案第2号 コミュニティバスの乗車運賃等について
議案書に基づき事務局から説明
【質疑】
 - 委員 毎月1日の「コミバスデー」は、来年1月は3日までが年末年始の運休日で、4日と5日は土日で運休となる。コミバスデーは6日（月）になるのか。
 - 事務局 6日（月）がコミバスデーとなる。
【原案のとおり承認】
 - ウ 議案第3号 コミュニティバスの愛称及びデザインについて
議案書及び別紙3に基づき事務局から説明
【質疑等】
 - 分科会長から、愛称及びデザインの分科会での検討の経過について補足説明があった。

○委員 デザインの黄色い文字は、白で縁取りしたほうが見やすいのではないか。

○事務局 黄色の文字は、白で縁取りすることとする。

【デザインについては、黄色文字を白で縁取りすることとして、原案のとおり承認】

エ 議案第4号 コミュニティバス停留所標識のデザインについて

議案書及び別紙4に基づき、事務局から説明

【質疑なし。細部の変更については事務局に一任することで、原案のとおり承認】

オ 議案第5号 予約型乗合タクシーの乗車運賃等について

議案書に基づき、事務局から説明

【質疑なし。原案のとおり承認】

(5) その他

事務局から、コミュニティバスの運行内容の決定に伴う、運行経費の再試算について報告した。

以上

平成25年度

第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

日 時 平成25年7月10日（水）
午後2時から
場 所 幕別町民会館2階 講堂

幕別町地域公共交通確保対策協議会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属	役 職
1	幕別町	会長 高橋 平明	幕別町	副町長
2	北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者	桑山 秀也	帯広運輸支局	首席運輸企画専門官
3	北海道十勝総合振興局長が指名する者	吉田 健二	十勝総合振興局地域政策部 地域政策課	課長
4	関係する道路管理者が指名する者	金井 仁志	帯広開発建設部道路計画課	課長
5		野口 恭延	十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長
6	帯広警察署長が指名する者	栗山 文雄	帯広警察署交通第一課	課長
7	一般旅客自動車運送事業者の代表	長沢 敏彦	十勝バス株式会社	旅客事業本部長
8		猪股 旭	北斗タクシー有限会社	運行課長
9		桑島 信一	エイシン運輸有限会社	代表取締役
10	住民又は利用者の代表	高橋 勝雄	幕別地区公区長代表	旭町2公区長
11		工藤 伸	札内地区公区長代表	あかしや南2公区長
12		片山 民男	南幕別地区公区長代表	中里公区長
13		芹澤 勇治	忠類地区公区長代表	忠類上当公区長
14		副会長 吉村 学	幕別町商工会	会長
15		副会長 清水 雅	幕別町社会福祉協議会	会長
16		分科会長 大石 洋子	幕別町民生委員児童委員協議会	副会長
17		監査委員 永井 ケイ子	幕別町消費者協会	副会長
18		佐賀野 孝	幕別町PTA連合会	会長
19		監査委員 吉崎 澄三郎	幕別町老人クラブ連合会	会長
20		副分科会長 土谷 進	幕別町障害者（児）団体 連絡協議会	会長
21	その他協議会が必要と認める者	前田 英司	北海道地方交通運輸産業労働組合 協議会十勝地区交通運輸産業労働 組合協議会	事務局長

会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

報告第1号 コミュニティバスのボディカラーについて 1

報告第2号 幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の提出について 2

報告第3号 予約型乗合タクシー試験運行事業者の決定について 3

4 議 案

議案第1号 コミュニティバスの運行路線及び運行時刻について 4

議案第2号 コミュニティバスの乗車運賃等について 10

議案第3号 コミュニティバスの愛称及びデザインについて 11

議案第4号 コミュニティバス停留所標識のデザインについて 12

議案第5号 予約型乗合タクシーの乗車運賃等について 13

5 その他

コミュニティバス運行経費の試算について

6 閉 会

報告第 1 号

コミュニティバスのボディカラーについて

コミュニティバスのボディカラーについては、車両の納車期限の関係上、6 月 15 日までにバスのボディカラーを決定する必要があり、次の理由からベースとなるボディカラーを「グリーン」と「オレンジ」としたので報告する。

1 カラーの選定理由

幕別町の公共サイン（標識、地図、看板等の総称）整備につきましては、平成 8 年 11 月 18 日に、住民参加により公共サインについて町長に提言するための「幕別町公共サイン検討委員会」が設置され、現況調査や景観アドバイザー派遣事業、住民アンケートなどを経て、平成 9 年 6 月 12 日に「公共サイン整備に関する提言書」が町長に提出されました。

町では、その提言を受け、平成 9 年 6 月に「幕別町公共サイン整備指針」を策定し、その中で、町のシンボルカラーは「緑色（グリーン）」、サブカラーは「橙色（オレンジ）」として、誘導サイン、施設案内サイン等に使用してまいりました。

このようなことから、コミュニティバスのベースカラーは、町のシンボルカラーとサブカラーである「グリーン」と「オレンジ」にすることといたしました。

幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の提出について

平成25年5月13日（月）の第1回協議会において承認された、「幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画」を、別紙1のとおり平成25年6月28日（金）に北海道運輸局帯広運輸支局に提出した。

なお、運休日の設定等により、次の点を変更して提出したので報告する。

1 計画本文「3. 地域公共交通確保維持計画の定量的な目標・効果」

(1) コミュニティバスの運休日（土日・祝日、年末年始）の設定による年間利用者数の減

H26（H25.10～H26.9） 幕別線5,400人→3,675人、札内線 9,000人→6,125人

H27（H26.10～H27.9） 幕別線5,940人→4,026人、札内線 9,900人→6,710人

H28（H27.10～H28.9） 幕別線6,480人→4,428人、札内線10,800人→7,380人

(2) 予約型乗合タクシーの運休日（土日・祝日、年末年始）の設定及び運行割合調整（今年度から導入、70%で算定）による年間利用者数の減

H26（H26.4～H26.9） 500人→298人

H27（H26.10～H27.9） 1,000人→581人

H28（H27.10～H28.9） 1,000人→585人

2 表1「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」

(1) コミュニティバスの運休日（土日・祝日、年末年始）の設定及び一人当たりの運賃単価の精査（100円/人を50円/人に変更）による国庫補助金額の減

H26（H25.10～H26.9） 7,061千円→5,024千円

※参考 補助対象経常費用の見込額 14,357千円→10,862千円

補助対象系統の経常収益の見込額 1,461千円→ 812千円

(2) 予約型乗合タクシーの1回あたりのサービス提供時間の精査（120分を110分に変更）、運行割合調整（今年度から導入の制度、70%で算定）及び地域時間当たり標準経常費用（国が定める）の減額による国庫補助金額の減

H26（H26.4～H26.9） 614千円→373千円

※参考 補助対象経常費用の見込額 1,328千円→850千円

経常収益の見込額 100千円→103千円

3 表6「車両の取得計画の概要」

(1) コミュニティバスの購入に伴う借入利率の精査による国庫補助金額の減

H26（H25.10～H26.9） 6,376千円→6,306千円

報告第3号

予約型乗合タクシー試験運行事業者の決定について

平成 25 年 7 月 3 日（水）に指名競争入札を行い、次の事業者に決定したので報告する。

1 運行事業者

エイシン運輸有限会社
幕別町旭町 109 番地の 1

2 委託金額（予算現額 3,016,000 円）

委託金額は、固定費用（入札により 1,596,000 円で契約）に変動費用（燃料費及び予備車両の使用に係る経費）を加えた金額から運賃収入を差し引いた金額とする。

議案第 1 号

コミュニティバスの運行路線及び運行時刻について

コミュニティバスの運行路線及び運行時刻を次のとおりとする。

1 11月の試験運行の結果を踏まえたバス停及び運行路線等の見直しについて

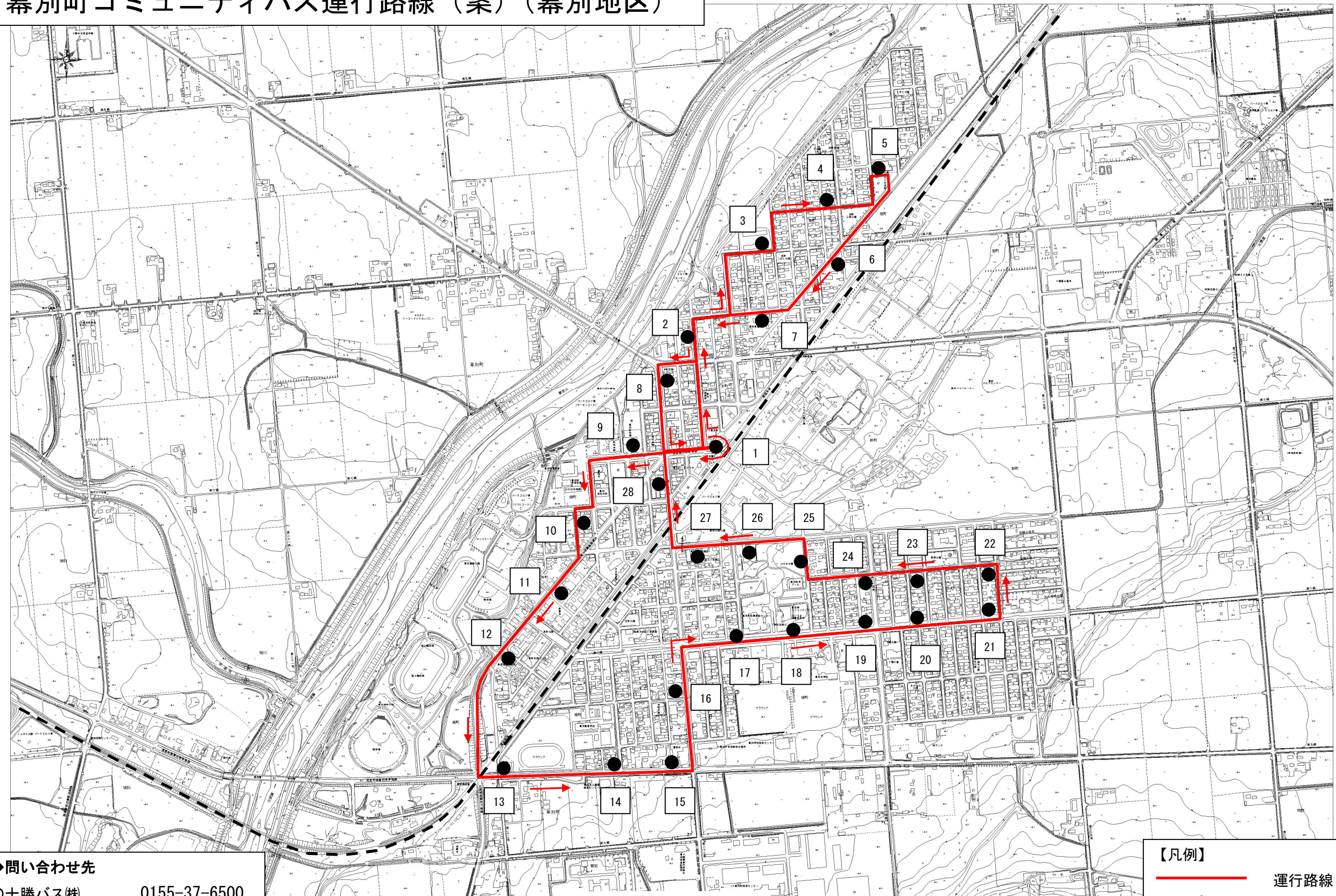
(1) 幕別線

- ① 運行順路を、幕別駅を中心として「①旭町方面～②緑町方面～③南町方面」の3方向から「①旭町方面～②寿町・南町・緑町方面」の2方向とした。
- ② 2方向での運行に伴い、設置することのできなくなる11月試験運行時の「宝町」のバス停については、位置を変更して「No.27宝町」として設置した。
- ③ 11月の試験運行では、「緑町クリニック前」の次は「図書館前」であったが、バス停間の距離が長いことから「No.25のぞみ公園前」を設置した。
- ④ 「No.9役場前」は、役場庁舎正面玄関前にバス停を設置する。
- ⑤ 小中学生の下校時の利用等に対応するため、3便と5便を「寿町・南町・緑町方面」を最初に運行し、次に「旭町方面」を運行する。
- ⑥ 試験運行時に、乗降の少なかったバス停についても、今後の高齢化の進展に伴い、利用者が増加することも考えられることから、利用者の利便性を考慮して設置することとした。

(2) 札内線

- ① 豊町方面に向かう途中の「No.35リテラかとう前」は、「No.2木村医院前」と距離が近いことから停車しないこととする。
- ② 「No.40老人福祉センター前」については、老人福祉センターの玄関前にバス停を移動し、「No.39幕別温泉前」～「No.40老人福祉センター前」の順に運行する。
- ③ 1便において、開館前の「No.15札内ガーデン温泉前」、「No.20札内スポーツセンター前」、「No.21百年記念ホール前」、「No.39幕別温泉前」及び「No.40老人福祉センター前」については停車しないで、運行経費の削減を図る。
- ④ 試験運行時に、乗降の少なかったバス停についても、今後の高齢化の進展に伴い、利用者が増加することも考えられることから、利用者の利便性を考慮して設置することとした。

幕別町コミュニティバス運行路線（案）（幕別地区）



◆問い合わせ先
 ○十勝バス㈱ 0155-37-6500
 ○幕別町役場企画室 0155-54-6610

【凡例】
 運行路線
 停留所

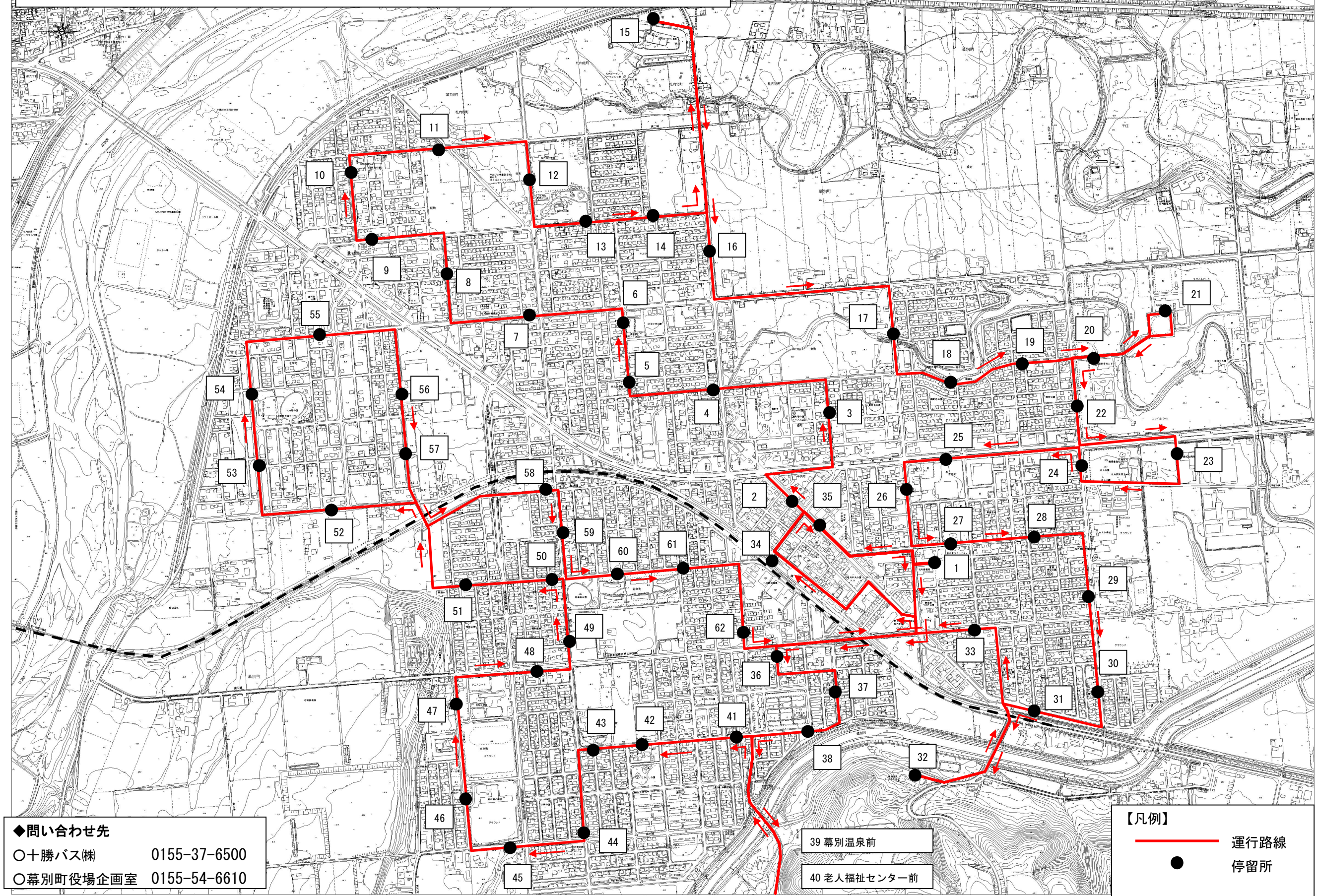
幕別線運行時刻表(案)

	No.	バス停		1便		2便		3便		4便		5便
旭町方面	1	幕別駅前(発)	① ↓	7:40	① ↓	9:50	②	11:15	① ↓	13:50	②	16:15
	2	幕別東1条		7:42		9:52		11:17		13:52		16:17
	3	旭町西団地前		7:43		9:53		11:18		13:53		16:18
	4	三角公園前		7:44		9:54		11:19		13:54		16:19
	5	幕別北コミセン前		7:46		9:56		11:21		13:56		16:21
	6	旭町		7:47		9:57		11:22		13:57		16:22
	7	幸町		7:48		9:58		11:23		13:58		16:23
	8	勝山医院前		7:50		10:00		11:25		14:00		16:25
寿町・南町・緑町方面	1	幕別駅前(着)	② ↓	7:53	② ↓	10:03	① ↓	11:27	① ↓	14:03	① ↓	16:27
		幕別駅前(発)						10:50				15:50
	9	役場前		7:54		10:04		10:51		14:04		15:51
	10	景山医院前		7:55		10:05		10:52		14:05		15:52
	11	寿町		7:56		10:06		10:53		14:06		15:53
	12	運動公園入口		7:57		10:07		10:54		14:07		15:54
	13	幕別跨線橋		7:59		10:09		10:56		14:09		15:56
	14	老人健康増進センター前		8:00		10:10		10:57		14:10		15:57
	15	善教寺前		8:01		10:11		10:58		14:11		15:58
	16	南町		8:02		10:12		10:59		14:12		15:59
	17	保健福祉センター前		8:03		10:13		11:00		14:13		16:00
	18	幕別小学校前		8:04		10:14		11:01		14:14		16:01
	19	十勝大福本舗前		8:05		10:15		11:02		14:15		16:02
	20	緑町		8:06		10:16		11:03		14:16		16:03
	21	東緑団地		8:07		10:17		11:04		14:17		16:04
	22	新緑町東団地		8:08		10:18		11:05		14:18		16:05
	23	新緑公園前		8:09		10:19		11:06		14:19		16:06
	24	緑町クリニック前		8:10		10:20		11:07		14:20		16:07
	25	のぞみ公園前		8:11		10:21		11:08		14:21		16:08
	26	図書館前		8:12		10:22		11:09		14:22		16:09
	27	宝町		8:13		10:23		11:10		14:23		16:10
	28	フクハラ幕別店前		8:15		10:25		11:12		14:25		16:12
	1	幕別駅前(着)		8:17		10:27		11:14		14:27		16:14

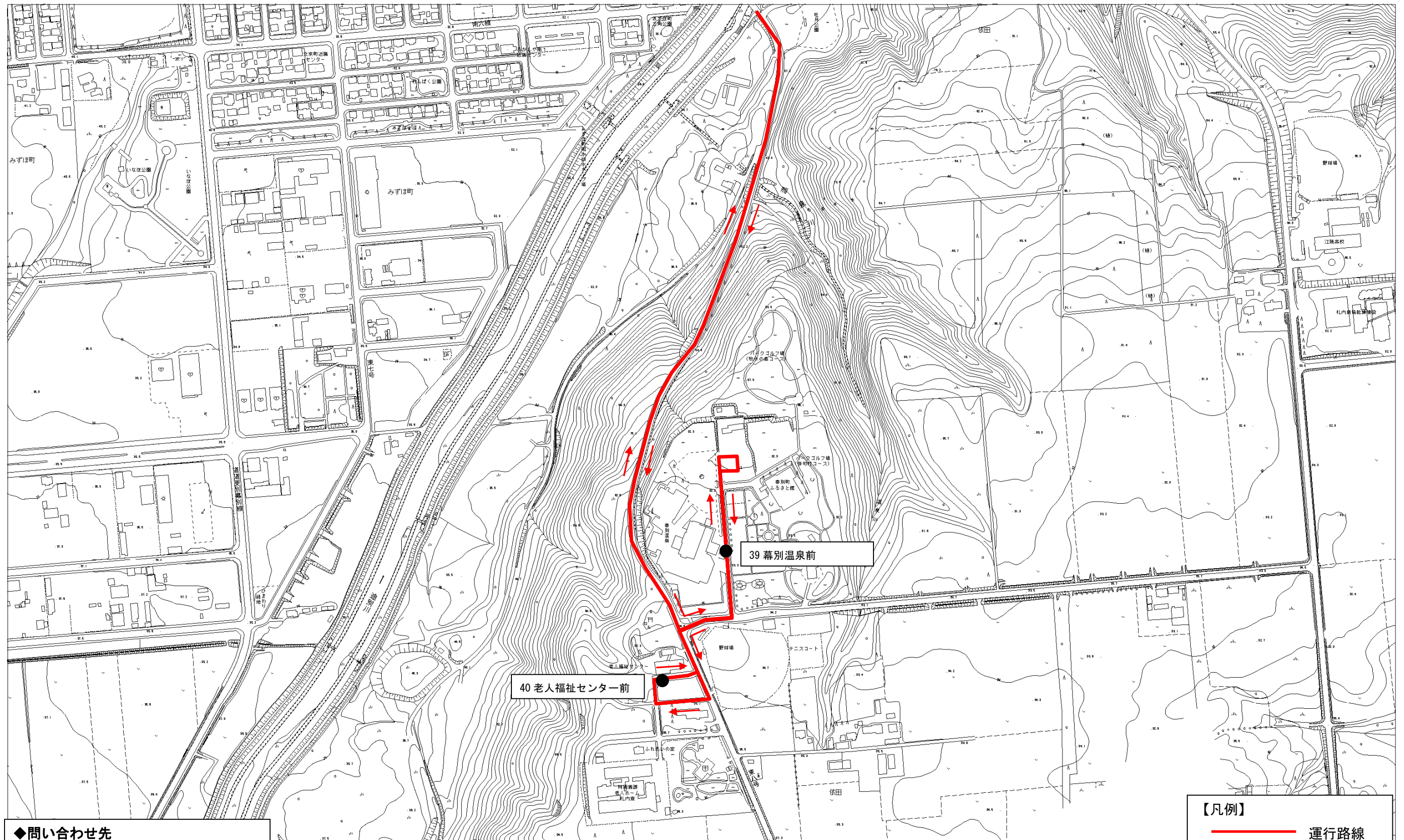
※1便・2便・4便は、旭町方面から先に運行します。

※3便・5便は、寿町・南町・緑町方面から先に運行します。

幕別町コミュニティバス運行路線（案）（札内地区）



幕別町コミュニティバス運行路線（案）（札内地区No.39. 40 拡大図）



札内線運行時刻表(案)

	No.	バス停	1便	2便	3便	4便	5便
豊町・桜町・暁町・春日町方面	1	札内支所前	7:40	9:15	12:30	13:30	16:45
	2	木村医院前	7:42	9:17	12:28	13:32	16:43
	3	豊町	7:44	9:19	12:26	13:34	16:41
	4	新北町東	7:45	9:20	12:25	13:35	16:40
	5	新北町公園前	7:46	9:21	12:24	13:36	16:39
	6	新北町近隣センター前	7:46	9:21	12:24	13:36	16:39
	7	札内北クリニック・おち小児科医院前	7:48	9:23	12:22	13:38	16:37
	8	桜町南	7:49	9:24	12:21	13:39	16:36
	9	桜町西	7:50	9:25	12:20	13:40	16:35
	10	桜町近隣センター前	7:51	9:26	12:19	13:41	16:34
	11	桜町北	7:52	9:27	12:18	13:42	16:33
	12	札内北コミセン前	7:53	9:28	12:17	13:43	16:32
	13	札内北公園前	7:54	9:29	12:16	13:44	16:31
	14	北町	7:55	9:30	12:15	13:45	16:30
	15	札内ガーデン温泉前	—	9:32	12:13	13:47	16:28
	16	北町東	7:56	9:34	12:11	13:49	16:26
	17	暁町北	7:58	9:36	12:09	13:51	16:24
	18	暁町近隣センター前	7:59	9:37	12:08	13:52	16:23
	19	暁町中央	8:00	9:38	12:07	13:53	16:22
	20	札内スポーツセンター前	—	9:39	12:06	13:54	16:21
	21	百年記念ホール前	—	9:40	12:05	13:55	16:20
	22	暁町東	8:01	9:41	12:04	13:56	16:19
	23	十勝の杜病院前	8:03	9:43	12:02	13:58	16:17
	24	白人小学校前	8:05	9:45	12:00	14:00	16:15
	25	びあざフクハラ札内店前	8:07	9:47	11:58	14:02	16:13
	26	札内9号南通	8:08	9:48	11:57	14:03	16:12
	27	柏木内科医院前	8:09	9:49	11:56	14:04	16:11
	28	國安歯科医院前	8:10	9:50	11:55	14:05	16:10
	29	札内東中学校前	8:11	9:51	11:54	14:06	16:09
	30	東春日	8:12	9:52	11:53	14:07	16:08
	31	春日団地	8:13	9:53	11:52	14:08	16:07
	32	パークホテル悠湯館前	8:15	9:55	11:50	14:10	16:05
	33	札内南大通	8:17	9:57	11:48	14:12	16:03
	34	札内駅前	8:20	10:00	11:45	14:15	16:00
	35	リテラかとう前	8:21	10:01	11:44	14:16	15:59
泉町・文京町・北栄町・若草町方面	1	札内支所前	8:25	10:05	11:40	14:20	15:55
	36	村松歯科医院前	8:27	10:07	11:38	14:22	15:53
	37	泉町	8:28	10:08	11:37	14:23	15:52
	38	泉町近隣センター前	8:29	10:09	11:36	14:24	15:51
	39	幕別温泉前	—	10:12	11:33	14:27	15:48
	40	老人福祉センター前	—	10:14	11:31	14:29	15:46
	41	あかしや町東	8:30	10:17	11:28	14:32	15:43
	42	札内南保育所前	8:31	10:18	11:27	14:33	15:42
	43	老健あかしや前	8:31	10:18	11:27	14:33	15:42
	44	文京町	8:32	10:19	11:26	14:34	15:41
	45	いなほ公園前	8:33	10:20	11:25	14:35	15:40
	46	札内南小学校前	8:34	10:21	11:24	14:36	15:39
	47	札内南コミセン前	8:35	10:22	11:23	14:37	15:38
	48	札内中学校前	8:36	10:23	11:22	14:38	15:37
	49	フクハラ若草店前	8:37	10:24	11:21	14:39	15:36
	50	桂町東	8:38	10:25	11:20	14:40	15:35
	51	桂町西	8:39	10:26	11:19	14:41	15:34
	52	北栄町南	8:41	10:28	11:17	14:43	15:32
	53	北栄町西	8:42	10:29	11:16	14:44	15:31
	54	札内さかえ保育所前	8:43	10:30	11:15	14:45	15:30
	55	さつない耳鼻咽喉科前	8:44	10:31	11:14	14:46	15:29
	56	ダイイチ札内店前	8:45	10:32	11:13	14:47	15:28
	57	共栄町	8:46	10:33	11:12	14:48	15:27
	58	桂町北	8:48	10:35	11:10	14:50	15:25
	59	若草7号通	8:49	10:36	11:09	14:51	15:24
	60	若草道営住宅前	8:50	10:37	11:08	14:52	15:23
	61	若草町	8:51	10:38	11:07	14:53	15:22
	62	酒のきがわ前	8:52	10:39	11:06	14:54	15:21
	34	札内駅前	8:55	10:42	11:03	14:57	15:18
	35	リテラかとう前	8:56	10:43	11:02	14:58	15:17
	1	札内支所前	8:58	10:45	11:00	15:00	15:15

※1便は、札内ガーデン温泉前・札内スポーツセンター前・百年記念ホール前・幕別温泉前・老人福祉センター前には停車しません

※3便・5便は、逆回りに運行します。

※1便から2便のみ100円で引き続き乗車できます。

議案第2号

コミュニティバスの乗車運賃等について

コミュニティバスの乗車運賃等を次のとおりとする。

1 乗車運賃について

11月の試験運行のアンケート調査によると、試験運行時の料金を「妥当」又は「安い」と回答した方は、幕別線で利用者の98%、札内線では97%であったことから、試験運行時の料金と同額とする。

中学生以上「100円」

小学生「50円」

乳幼児「無料」

通学のために利用する小中学校の児童生徒「無料」

2 運休日について

11月の試験運行時の利用者数は、幕別線で、平日1便平均3.8人に対し、休日1便平均1.4人、札内線で、平日1便平均7.2人に対し、休日1日平均3.2人と、平日に比べて休日の利用者が少なかったことから、土日・祝日及び官公庁の閉庁や病院が休診となる12月31日から1月3日までを運休日とする。

3 利用促進策について

- (1) 車内で回数券を販売する。(11回分／中学生以上：1,000円、小学生500円)
- (2) 毎月1日を「コミバスデー」として、運賃無料とする。(1日が土日・祝日の場合は、翌平日をコミバスデーとする。)
- (3) 十勝バスからコミバスに乗り継ぎする利用者及びコミバスから十勝バスに乗り継ぎする利用者に対して、コミバス運賃相当の乗継割引を行う。
- (4) 高齢運転者の交通事故件数が年々増加していることから、高齢者の道路交通の安全を確保するために、平成25年10月1日以降に、自主的に運転免許証を返納された65歳以上の方の乗車運賃を1年間半額とする。

4 収入増対策について

- ・幕別町コミュニティバス広告掲載取扱要綱を定め、車内広告の取扱いをする。
- ・広告の規格は、車内上部側面（A3横版）及び運転席後方モニターとする。
- ・広告掲載料は、車内上部については、1枠1か月につき1,000円、運転席後方モニターについては、3か所（映し出すバス停の数）3か月につき1,000円とする。
- ・広告料収入は、運行事業者の収入とする。

議案第3号

コミュニティバスの愛称及びデザインについて

1 コミュニティバスの愛称について

コミュニティバスの愛称募集に伴い、85 人の方から 184 件（別紙 2）の応募があり、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 1 回分科会において、「誰にでも分かりやすく、覚えやすい愛称」として、次のとおり愛称案を選定したので、決定する。

幕別線の愛称 「まくバス」

採用者	山根 佳菜子さん	札内東中学校 2 年生	「みんなが覚えやすいように」
	黒田 海都さん	札内東中学校 1 年生	「幕別のバスだから」

札内線の愛称 「さつバス」

採用者	山根 佳菜子さん	札内東中学校 2 年生	「みんなが覚えやすいように」
-----	----------	-------------	----------------

2 コミュニティバスのデザインについて

コミュニティバスのデザインについては、本年 6 月 6 日に、北海道工業大学と幕別町において連携協定を締結した縁から、同大学からデザインの提案をいただき、第 1 回分科会において選定された、別紙 3 のデザインとする。

デザインの制作者は、北海道工業大学未来デザイン学部メディアデザイン学科 2 年 上ヶ嶋 由季さん。

ボディカラーは、幕別線を「グリーン」、札内線を「オレンジ」とする。

3 記念品の贈呈について

- (1) 愛称に応募いただいた方全員にコミュニティバスの乗車券 2 枚を贈呈する。
- (2) 愛称の採用者 2 人には、それぞれ 5,000 円相当の幕別町商工会の商品券、デザインの採用者 1 人には、5,000 円相当の図書カードを贈呈する。

議案第 4 号

コミュニティバス停留所標識のデザインについて

コミュニティバス停留所標識のデザインを別紙 4 のとおりとする。

1 コミュニティバス停留所標識のデザインについて

幕別町が発注した「コミュニティバス停留所標識購入（契約金額 1,791,720 円、158 基）」の受注者である、株式会社かとう看板工業が幕別町と協議の上、デザインを制作した。

議案第 5 号

予約型乗合タクシーの乗車運賃について

予約型乗合タクシー試験運行の乗車運賃等を次のとおりとする。

1 運行時刻等について

- 1 便：駒畠方面から幕別駅 8：20 幕別駅着（途中降車なし）
2 便：幕別駅から駒畠方面 16：45 幕別駅発（途中乗車なし）

2 乗車運賃等について

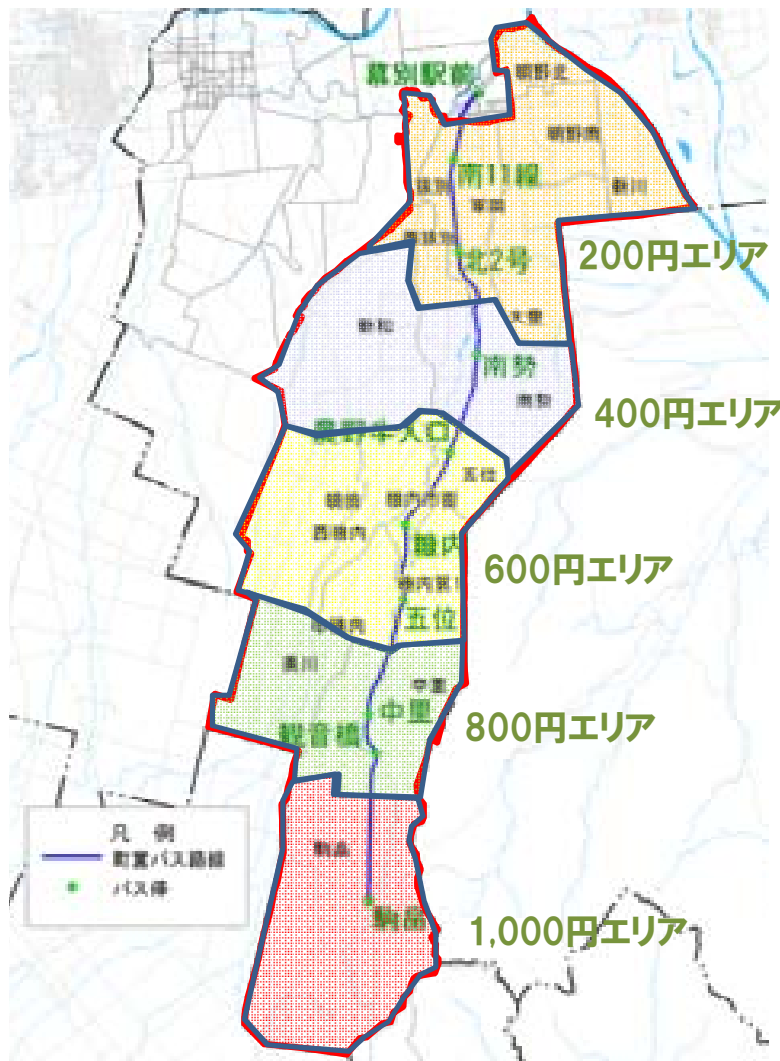
町営バス駒畠線の見直しに向けたアンケート調査、町営バスの運賃、一般のタクシーによる運賃及び帯広市で運行の「あいのりバス（帯広市川西方面で運行）」の運賃を参考に、次のとおりの区域制運賃とする。

乗（降）車区域（公区）	運 賃
猿別、西猿別、大豊、明野南、明野北、新川、軍岡	<u>200円</u>
南勢、新和	<u>400円</u>
糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、明倫	<u>600円</u>
美川、中里	<u>800円</u>
駒畠	<u>1, 000円</u>

現在町営バスを無料又は半額で乗車している方への対応については、次のとおりとする。

- ・乳幼児：無料
- ・小学生：半額
- ・高齢者（65歳以上の者）：半額
- ・通学のために利用する小中学校の児童生徒：半額
- ・生活保護法による保護を受ける者：半額
- ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法による療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者の介護者：半額

○予約型乗合タクシー駒畠線運行区域図及び運行時刻



エリア区分	公区名
200円エリア	猿別
	西猿別
	大豊
	明野南
	明野北
	新川
	軍岡
400円エリア	南勢
	新和
600円エリア	糠内市街
	五位
	糠内第一
	西糠内
	中糠内
	明倫
800円エリア	美川
	中里
1,000円エリア	駒畠

- ・乳幼児：無料
- ・小学生：半額
- ・高齢者（65歳以上の者）：半額
- ・通学のために利用する小中学校の児童生徒：半額
- ・生活保護法による保護を受ける者：半額
- ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法による療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者の介護者：半額

○運行時刻

- ・1便：駒畠方面から幕別駅まで 8時20分 幕別駅着（途中降車なし）
- ・2便：幕別駅から駒畠方面まで 16時45分 幕別駅発（途中乗車なし）
- ・土日・祝日及び12月31日から1月3日は運休
- ・1便は前日の19時30分までに、2便は出発時刻の1時間までに予約が必要

予約型乗合タクシー試験運行の乗車運賃（案）算定資料

町営バス運行区間	キロ数 (km)	町営バス運賃	一般のタクシー運賃 A	帯広市「あいのりバス」	試験運行運賃 (案) B	B/A
幕別～南11線	2.6	¥160	¥930	区域外	¥200	21.51%
幕別～北2号	5.4	¥250	¥1,650	区域外	¥200	12.12%
幕別～南勢	9.3	¥390	¥2,690	¥500	¥400	14.87%
幕別～野野牛入口	12.3	¥490	¥3,410	¥500	¥600	17.60%
幕別～糠内	15.1	¥590	¥4,130	¥700	¥600	14.53%
幕別～五位	17.7	¥680	¥4,770	¥700	¥600	12.58%
幕別～中里	21.7	¥810	¥5,810	¥700	¥800	13.77%
幕別～観音橋	24.7	¥920	¥6,610	¥1,000	¥800	12.10%
幕別～駒島	27.7	¥1,020	¥7,330	¥1,000	¥1,000	13.64%

※帯広市「あいのりバス」の運賃は、キロ数に換算して計上した。

※「町営バス駒島線の見直しに向けたアンケート調査」におけるエリア別支払意思額

公区名	価格感度分析結果		試験運行運賃（案）
	基準価格	上限価格	
猿別、西猿別、大豊、明野南、明野北、新川、軍岡	¥439	¥536	¥200
南勢、新和	¥857	¥993	¥400
糠内、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、明倫	¥1,188	¥1,558	¥600
美川、中里	¥894	¥1,129	¥800
駒島	¥1,166	¥1,641	¥1,000

※価格感度分析：あるサービスについて、価格に関する質問（値ごろ感を持つ価格、高いと感じる価格等）をすることにより、「上限価格」、「基準価格」等を導き出す分析手法。

※基準価格は、各エリアに居住している人が「値ごろ感を持つ価格」であり、上限価格は「利用者が受け入れられる上限の価格」である。

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

平成 25 年 6 月 28 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通確保対策協議会
住 所 中川郡幕別町本町 130 番地
代表者氏名 会 長 高 橋 平明 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成 25 年 5 月 13 日

(協議会名称) 幕別町地域公共交通確保対策協議会
会 長 高橋 平明

1. 生活交通ネットワーク計画の名称
幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画
2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
幕別町の公共交通機関は、ＪＲが幕別～帯広間において、１日14往復運行されている。路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、ＪＲ、路線バスともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、町営バス駒島線が幕別本町と駒島間を運行しており、農村部の居住者に利用されている。さらに、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学利用のほか、一般町民も混乗できることから、通院や高校生の通学等にも利用されている。 しかしながら、路線バスについては、利用者が減少傾向であるとともに、全路線が赤字運行となっており、補助金は年々増加傾向となっている。町営バスについては、利用者が著しく少なく非効率な運行であり、厳しい財政状況の中、運行に係る経費負担が重くなっている状況である。また、市街地内には公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっている。 このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることが課題となっている。これら課題解決に向けて、幕別町の地域・交通課題や住民ニーズ等を踏まえ、効率的で持続可能な交通体系の構築と利便性が高いモビリティの確保を目的に、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、町営バスの予約型乗合タクシーへの見直しについて、「幕別町生活交通ネットワーク計画（平成25年5月策定）」に位置付けたところである。 このため、地域公共交通維持確保改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。 【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数 平成26年度 幕別線 3,675人(1便あたり3.0人)、札内線 6,125人(1便あたり5.0人) 平成27年度 幕別線 4,026人(1便あたり3.3人)、札内線 6,710人(1便あたり5.5人) 平成28年度 幕別線 4,428人(1便あたり3.6人)、札内線 7,380人(1便あたり6.0人) ※参考 平成24年11月試験運行 幕別線 461人(1便あたり3.1人)、札内線 900人(1便あたり6.0人) 【目標②】予約型乗合タクシーの年間利用者数(運行割合調整率70%) 平成26年度 298人(1便あたり1.7人)(現状維持、H26.4～H26.9で設定) 平成27年度 581人(1便あたり1.7人)(現状維持) 平成28年度 585人(1便あたり1.7人)(現状維持) ※参考 平成23年度実績 年間利用者数1,015人(1便あたり1.5人)
(2) 事業の効果
・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。
6. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
※対象外
7. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※対象外
8. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
9. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
幕別地区及び札内地区を運行するコミュニティバスについては、新規に運行を開始する路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにノンステップ車両を2台導入する必要がある。

10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
平成26年度 2台、平成27年度 0台、平成28年度 0台	
(2) 事業の効果	
ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。	
11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付	
12. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成24年5月29日（第1回） 事業計画（案）、コミュニティバス実証運行、生活交通ネットワーク計画策定調査について協議 ・平成24年9月14日（第2回） コミュニティバス試験運行について協議 ・平成24年12月20日（第3回） コミュニティバスの本格運行、運行事業者の選定方法、町営バス駒島線の見直しについて協議 ・平成25年3月28日（第4回） 新年度予算（案）、地域公共交通調査事業に関する事後評価の実施について協議 ・平成25年5月13日（第5回） 幕別町生活交通ネットワーク計画について承認済 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認済	
13. 利用者等の意見の反映	
・幕別町内の町民を対象にバス交通に関するアンケート調査を実施した。 ・協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。	

14. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町PTA連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者（児）団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地

(所 属) 幕別町企画室企画情報担当

(氏 名) 岡田 直之

(電 話) 0155-54-6610

(e-mail) kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

コミュニティバス添付書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			平成26年度
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件	
幕別町	十勝バス株式会社	幕別線1	地域内フィーダー	651.5 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	幕別線2	地域内フィーダー	434.5 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	札内線	地域内フィーダー	3,938.0 千円	①	帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との 乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互 設置、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を 行う。	①	
合 計				5,024 千円				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保
するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			平成27年度
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件	
幕別町	十勝バス株式会社	幕別線1	地域内フィーダー	651.0 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	幕別線2	地域内フィーダー	434.0 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	札内線	地域内フィーダー	3,931.5 千円	①	帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との 乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互 設置、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を 行う。	①	
合 計				5,016 千円				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保
するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

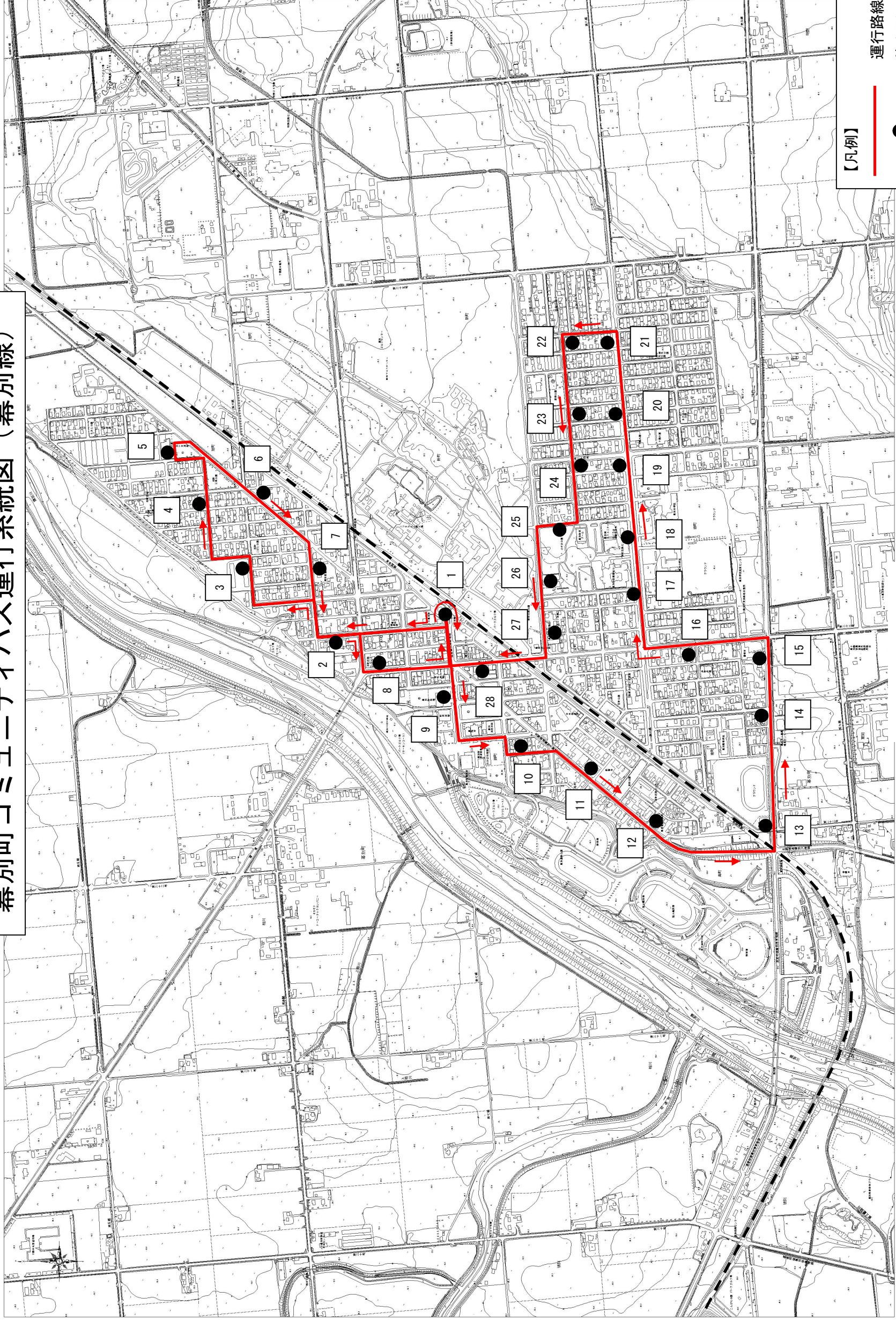
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			平成28年度
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件	
幕別町	十勝バス株式会社	幕別線1	地域内フィーダー	656.0 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	幕別線2	地域内フィーダー	437.5 千円	①	帯広陸別線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設置、ダイヤ設 定、乗り継ぎ割引の設定を行う。	①	
	十勝バス株式会社	札内線	地域内フィーダー	3,963.5 千円	①	帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との 乗り継ぎを円滑化するためバス停留所相互 設置、ダイヤ設定、乗り継ぎ割引の設定を 行う。	①	
合 計				5,057 千円				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

幕別町コミュニティバス運行系統図（幕別線）



【凡例】

運行路線

停留所

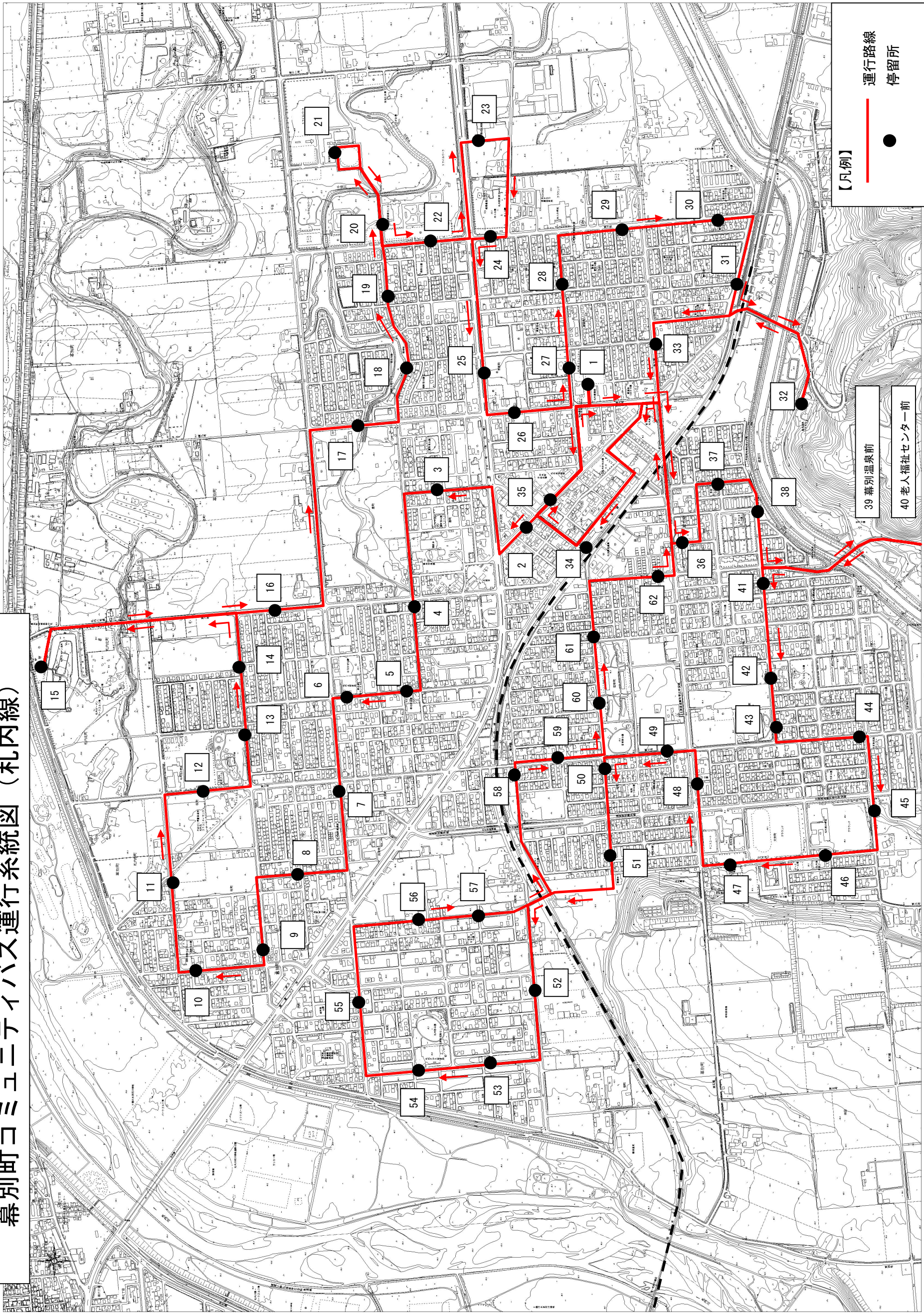
幕別線運行時刻表

	No.	バス停		1便		2便		3便		4便		5便
旭町方面	1	幕別駅前(発)	① ↓	7:40	① ↓	9:50	②	11:15	① ↓	13:50	②	16:15
	2	幕別東1条		7:42		9:52		11:17		13:52		16:17
	3	旭町西団地前		7:43		9:53		11:18		13:53		16:18
	4	三角公園前		7:44		9:54		11:19		13:54		16:19
	5	幕別北コミセン前		7:46		9:56		11:21		13:56		16:21
	6	旭町		7:47		9:57		11:22		13:57		16:22
	7	幸町		7:48		9:58		11:23		13:58		16:23
	8	勝山医院前		7:50		10:00		11:25		14:00		16:25
寿町・南町方面・緑町方面	1	幕別駅前(着)	② ↑	7:53	② ↑	10:03	① ↓	11:27	② ↑	14:03	① ↓	16:27
		幕別駅前(発)						10:50				15:50
	9	役場前		7:54		10:04		10:51		14:04		15:51
	10	景山医院前		7:55		10:05		10:52		14:05		15:52
	11	寿町		7:56		10:06		10:53		14:06		15:53
	12	運動公園入口		7:57		10:07		10:54		14:07		15:54
	13	幕別跨線橋		7:59		10:09		10:56		14:09		15:56
	14	老人健康増進センター前		8:00		10:10		10:57		14:10		15:57
	15	善教寺前		8:01		10:11		10:58		14:11		15:58
	16	南町		8:02		10:12		10:59		14:12		15:59
	17	保健福祉センター前		8:03		10:13		11:00		14:13		16:00
	18	幕別小学校前		8:04		10:14		11:01		14:14		16:01
	19	十勝大福本舗前		8:05		10:15		11:02		14:15		16:02
	20	緑町		8:06		10:16		11:03		14:16		16:03
	21	東緑団地		8:07		10:17		11:04		14:17		16:04
	22	新緑町東団地		8:08		10:18		11:05		14:18		16:05
	23	新緑公園前		8:09		10:19		11:06		14:19		16:06
	24	緑町クリニック前		8:10		10:20		11:07		14:20		16:07
	25	のぞみ公園前		8:11		10:21		11:08		14:21		16:08
	26	図書館前		8:12		10:22		11:09		14:22		16:09
	27	宝町		8:13		10:23		11:10		14:23		16:10
	28	フクハラ幕別店前		8:15		10:25		11:12		14:25		16:12
	1	幕別駅前(着)		8:17		10:27		11:14		14:27		16:14

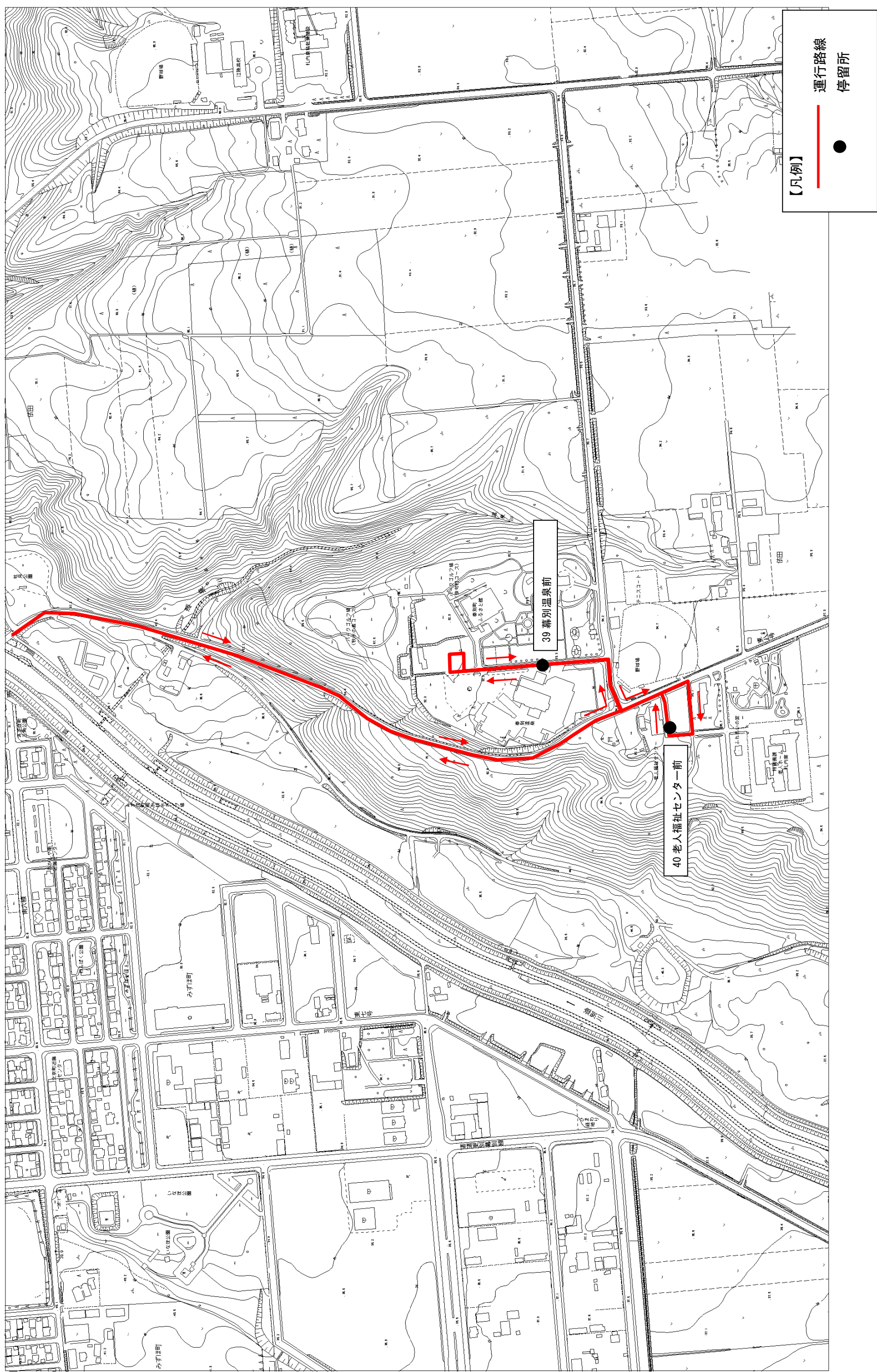
※1便・2便・4便は、旭町方面から先に運行します。

※3便・5便は、寿町・南町・緑町方面から先に運行します。

幕別町コミュニティバス運行系統図（札内線）



幕別町コミュニティバス運行系統図（札内線 No.39. 40 拡大図）



札内線運行時刻表

	No.	バス停	1便	2便	3便	4便	5便
豊町・桜町・暁町・春日町方面	1	札内支所前	7:40	9:15	12:30	13:30	16:45
	2	木村医院前	7:42	9:17	12:28	13:32	16:43
	3	豊町	7:44	9:19	12:26	13:34	16:41
	4	新北町東	7:45	9:20	12:25	13:35	16:40
	5	新北町公園前	7:46	9:21	12:24	13:36	16:39
	6	新北町近隣センター前	7:46	9:21	12:24	13:36	16:39
	7	札内北クリニック・おち小児科医院前	7:48	9:23	12:22	13:38	16:37
	8	桜町南	7:49	9:24	12:21	13:39	16:36
	9	桜町西	7:50	9:25	12:20	13:40	16:35
	10	桜町近隣センター前	7:51	9:26	12:19	13:41	16:34
	11	桜町北	7:52	9:27	12:18	13:42	16:33
	12	札内北コミセン前	7:53	9:28	12:17	13:43	16:32
	13	札内北公園前	7:54	9:29	12:16	13:44	16:31
	14	北町	7:55	9:30	12:15	13:45	16:30
	15	札内ガーデン温泉前	—	9:32	12:13	13:47	16:28
	16	北町東	7:56	9:34	12:11	13:49	16:26
	17	暁町北	7:58	9:36	12:09	13:51	16:24
	18	暁町近隣センター前	7:59	9:37	12:08	13:52	16:23
	19	暁町中央	8:00	9:38	12:07	13:53	16:22
	20	札内スポーツセンター前	—	9:39	12:06	13:54	16:21
	21	百年記念ホール前	—	9:40	12:05	13:55	16:20
	22	暁町東	8:01	9:41	12:04	13:56	16:19
	23	十勝の杜病院前	8:03	9:43	12:02	13:58	16:17
	24	白人小学校前	8:05	9:45	12:00	14:00	16:15
	25	びあざフクハラ札内店前	8:07	9:47	11:58	14:02	16:13
	26	札内9号南通	8:08	9:48	11:57	14:03	16:12
	27	柏木内科医院前	8:09	9:49	11:56	14:04	16:11
	28	國安歯科医院前	8:10	9:50	11:55	14:05	16:10
	29	札内東中学校前	8:11	9:51	11:54	14:06	16:09
	30	東春日	8:12	9:52	11:53	14:07	16:08
	31	春日団地	8:13	9:53	11:52	14:08	16:07
	32	パークホテル悠湯館前	8:15	9:55	11:50	14:10	16:05
	33	札内南大通	8:17	9:57	11:48	14:12	16:03
	34	札内駅前	8:20	10:00	11:45	14:15	16:00
	35	リテラかとう前	8:21	10:01	11:44	14:16	15:59
泉町・文京町・北栄町・若草町方面	1	札内支所前	8:25	10:05	11:40	14:20	15:55
	36	村松歯科医院前	8:27	10:07	11:38	14:22	15:53
	37	泉町	8:28	10:08	11:37	14:23	15:52
	38	泉町近隣センター前	8:29	10:09	11:36	14:24	15:51
	39	幕別温泉前	—	10:12	11:33	14:27	15:48
	40	老人福祉センター前	—	10:14	11:31	14:29	15:46
	41	あかしや町東	8:30	10:17	11:28	14:32	15:43
	42	札内南保育所前	8:31	10:18	11:27	14:33	15:42
	43	老健あかしや前	8:31	10:18	11:27	14:33	15:42
	44	文京町	8:32	10:19	11:26	14:34	15:41
	45	いなほ公園前	8:33	10:20	11:25	14:35	15:40
	46	札内南小学校前	8:34	10:21	11:24	14:36	15:39
	47	札内南コミセン前	8:35	10:22	11:23	14:37	15:38
	48	札内中学校前	8:36	10:23	11:22	14:38	15:37
	49	フクハラ若草店前	8:37	10:24	11:21	14:39	15:36
	50	桂町東	8:38	10:25	11:20	14:40	15:35
	51	桂町西	8:39	10:26	11:19	14:41	15:34
	52	北栄町南	8:41	10:28	11:17	14:43	15:32
	53	北栄町西	8:42	10:29	11:16	14:44	15:31
	54	札内さかえ保育所前	8:43	10:30	11:15	14:45	15:30
	55	さつない耳鼻咽喉科前	8:44	10:31	11:14	14:46	15:29
	56	ダイイチ札内店前	8:45	10:32	11:13	14:47	15:28
	57	共栄町	8:46	10:33	11:12	14:48	15:27
	58	桂町北	8:48	10:35	11:10	14:50	15:25
	59	若草7号通	8:49	10:36	11:09	14:51	15:24
	60	若草道営住宅前	8:50	10:37	11:08	14:52	15:23
	61	若草町	8:51	10:38	11:07	14:53	15:22
	62	酒のきがわ前	8:52	10:39	11:06	14:54	15:21
	34	札内駅前	8:55	10:42	11:03	14:57	15:18
	35	リテラかとう前	8:56	10:43	11:02	14:58	15:17
	1	札内支所前	8:58	10:45	11:00	15:00	15:15

※1便は、札内ガーデン温泉前・札内スポーツセンター前・百年記念ホール前・幕別温泉前・老人福祉センター前には停車しません

※3便・5便は、逆回りに運行します。

※1便から2便のみ100円で引き続き乗車できます。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	十勝バス株式会社	平成26年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	917,190 千円	営業外収益	23,476 千円	経常収益(イ)	940,666 千円
	営業費用	1,192,870 千円	営業外費用	19,471 千円	経常費用(ロ)	1,212,341 千円
	営業損益	△ 275,680 千円	営業外損益	4,005 千円	経常損益	△ 271,675 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,754,182.3 km			経常収支率	77.59 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	830,625 千円	営業外収益	35,514 千円	経常収益(イ')	866,139 千円
	営業費用	1,169,347 千円	営業外費用	21,413 千円	経常費用(ロ')	1,190,760 千円
	営業損益	△ 338,722 千円	営業外損益	14,101 千円	経常損益	△ 324,621 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,738,466.9 km			経常収支率	72.73 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	858,908 千円	営業外収益	20,284 千円	経常収益(イ'')	879,192 千円
	営業費用	1,161,946 千円	営業外費用	22,728 千円	経常費用(ロ'')	1,184,674 千円
	営業損益	△ 303,038 千円	営業外損益	△ 2,444 千円	経常損益	△ 305,482 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,748,239.1 km			経常収支率	74.21 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北北海道	249 円 .49 銭	251 円 .29 銭	255 円 .00 銭	1.09 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	257 円 .78 銭	267 円 .83 銭	257 円 .78 銭	197 円 .86 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ		
北北海道	第1号	幕別線1	幕別駅前	緑町	幕別駅前	245 日	733.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	5,644.1km
北北海道	第2号	幕別線2	幕別駅前	旭町	幕別駅前	245 日	489.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	3,765.3km
北北海道	第3号	札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	245 日	1,222.0 回	往 27.9km 復 27.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	32,727.4km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
合 計		3系統						往 43.3km 復 27.9km	43.3km 往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		42,136.8km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり経 常収益 (ノの額) ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	1,454,936円	26円.77銭	151,093円	1,303,843円	1,303,843円	1,303 千円	651.5 千円		
北北海道	第2号	970,619円	26円.77銭	100,798円	869,821円	869,821円	869 千円	434.5 千円		
北北海道	第3号	8,436,469円	17円.11銭	559,966円	7,876,503円	7,876,503円	7,876 千円	3,938.0 千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合 計		10,862,024円		811,857円	10,050,167円	10,050,167円	10,048 千円	5,024 千円	8,019 千円	5,024 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北北海道	第1号	1,303,843円											
北北海道	第2号	869,821円											
北北海道	第3号	7,876,503円											
		円											
		円											
		円											
合 計		10,050,167円	5,026,167円	円	%	5,026,167円	100.0%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
北北海道	第1号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第2号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第3号	円 . 銭	円 . 銭	17 円 .11 銭	0.00 %	17 円 .11 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	十勝バス株式会社	平成27年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	917,190 千円	営業外収益	23,476 千円	経常収益(イ)	940,666 千円
	営業費用	1,192,870 千円	営業外費用	19,471 千円	経常費用(ロ)	1,212,341 千円
	営業損益	△ 275,680 千円	営業外損益	4,005 千円	経常損益	△ 271,675 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,754,182.3 km			経常収支率	77.59 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	830,625 千円	営業外収益	35,514 千円	経常収益(イ')	866,139 千円
	営業費用	1,169,347 千円	営業外費用	21,413 千円	経常費用(ロ')	1,190,760 千円
	営業損益	△ 338,722 千円	営業外損益	14,101 千円	経常損益	△ 324,621 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,738,466.9 km			経常収支率	72.73 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	858,908 千円	営業外収益	20,284 千円	経常収益(イ'')	879,192 千円
	営業費用	1,161,946 千円	営業外費用	22,728 千円	経常費用(ロ'')	1,184,674 千円
	営業損益	△ 303,038 千円	営業外損益	△ 2,444 千円	経常損益	△ 305,482 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,748,239.1 km			経常収支率	74.21 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北北海道	249 円 .49 銭	251 円 .29 銭	255 円 .00 銭	1.09 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	257 円 .78 銭	267 円 .83 銭	257 円 .78 銭	197 円 .86 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ル	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点							
北北海道	第1号	幕別線1	幕別駅前	緑町	幕別駅前	244 日	732.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	5,636.4km
北北海道	第2号	幕別線2	幕別駅前	旭町	幕別駅前	244 日	488.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	3,757.6km
北北海道	第3号	札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	244 日	1,220.0 回	往 27.9km 復 27.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	32,671.6km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
合 計		3系統						往 43.3km 復 27.9km	43.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	42,065.6km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり経 常収益 (ノの額) ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	1,452,951円	26円.77銭	150,887円	1,302,064円	1,302,064円	1,302 千円	651.0 千円		
北北海道	第2号	968,634円	26円.77銭	100,591円	868,043円	868,043円	868 千円	434.0 千円		
北北海道	第3号	8,422,085円	17円.11銭	559,012円	7,863,073円	7,863,073円	7,863 千円	3,931.5 千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合 計		10,843,670円		810,490円	10,033,180円	10,033,180円	10,033 千円	5,016 千円	8,019 千円	5,016 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北北海道	第1号	1,302,064円										
北北海道	第2号	868,043円										
北北海道	第3号	7,863,073円										
		円										
		円										
		円										
合 計		10,033,180円	5,017,180円	円	%	5,017,180円	100.0%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
北北海道	第1号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第2号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第3号	円 . 銭	円 . 銭	17 円 .11 銭	0.00 %	17 円 .11 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	十勝バス株式会社	平成28年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	917,190 千円	営業外収益	23,476 千円	経常収益(イ)	940,666 千円
	営業費用	1,192,870 千円	営業外費用	19,471 千円	経常費用(ロ)	1,212,341 千円
	営業損益	△ 275,680 千円	営業外損益	4,005 千円	経常損益	△ 271,675 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,754,182.3 km			経常収支率	77.59 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	830,625 千円	営業外収益	35,514 千円	経常収益(イ')	866,139 千円
	営業費用	1,169,347 千円	営業外費用	21,413 千円	経常費用(ロ')	1,190,760 千円
	営業損益	△ 338,722 千円	営業外損益	14,101 千円	経常損益	△ 324,621 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,738,466.9 km			経常収支率	72.73 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	858,908 千円	営業外収益	20,284 千円	経常収益(イ'')	879,192 千円
	営業費用	1,161,946 千円	営業外費用	22,728 千円	経常費用(ロ'')	1,184,674 千円
	営業損益	△ 303,038 千円	営業外損益	△ 2,444 千円	経常損益	△ 305,482 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,748,239.1 km			経常収支率	74.21 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北北海道	249 円 .49 銭	251 円 .29 銭	255 円 .00 銭	1.09 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	257 円 .78 銭	267 円 .83 銭	257 円 .78 銭	197 円 .86 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ル	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点							
北北海道	第1号	幕別線1	幕別駅前	緑町	幕別駅前	246 日	738.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	5,682.6km
北北海道	第2号	幕別線2	幕別駅前	旭町	幕別駅前	246 日	492.0 回	往 7.7km (平均) 復 7.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	3,788.4km
北北海道	第3号	札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	246 日	1,230.0 回	往 27.9km 復 27.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.000 %	32,939.4km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km
合 計		3系統						往 43.3km 復 27.9km	43.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	42,410.4km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり経 常収益 (ノの額) ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	1,464,860円	26円.77銭	152,124円	1,312,736円	1,312,736円	1,312 千円	656.0 千円		
北北海道	第2号	976,573円	26円.77銭	101,416円	875,157円	875,157円	875 千円	437.5 千円		
北北海道	第3号	8,491,118円	17円.11銭	563,594円	7,927,524円	7,927,524円	7,927 千円	3,963.5 千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合 計		10,932,551円		817,134円	10,115,417円	10,115,417円	10,114 千円	5,057 千円	8,019 千円	5,057 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ム－ラー＝ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北北海道	第1号	1,312,736円											
北北海道	第2号	875,157円											
北北海道	第3号	7,927,524円											
		円											
		円											
		円											
合 計		10,115,417円	5,058,417円	円	%	5,058,417円	100.0%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
北北海道	第1号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第2号	円 . 銭	円 . 銭	26 円 .77 銭	0.00 %	26 円 .77 銭
北北海道	第3号	円 . 銭	円 . 銭	17 円 .11 銭	0.00 %	17 円 .11 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	幕別町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	13,439
交通不便地域	1,618

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,618	旧忠類村	過疎地域自立促進特別措置法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

【幕別町 人口集中地区及び交通不便地域】



表6 車両の取得計画の概要

26年度

●平成26年度を初年度とする計画

都 道 府 県 (市 区 町 村)	補 助 対 象 事 業 者 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
幕別町	十勝バス株式会社	2両	6,306

表6 車両の取得計画の概要

27年度

●平成26年度を初年度とする計画

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
幕別町	十勝バス株式会社	2両	3,858

表6 車両の取得計画の概要

28年度

●平成26年度を初年度とする計画

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
幕別町	十勝バス株式会社	2両	2,368

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	十勝バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(平成26年度)				購入等予定年月		購入等の種別(現金、割賦、リース)	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持事業国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	
北北海道	第1号	幕別線	第1号	新車	33	6.9	割賦
北北海道	第2号	礼内線	第2号	新車	33	6.9	割賦

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持事業国庫補助金申請番号	実費購入予定量(円)*消費税を除く			車両価格イ	附属品価格ロ	改造費ハ	合計イ+ロ+ハ+ニ	実費購入予定量合計額から償却価額を控除した額(円)	普通償却限度額(定率法) ハ×(0.5×ロ)÷ト (定額法)ハ×0.2÷ト	特別償却額(円)チ	償却限度額(円)ト+チ=ス	事業者償却額(円)ル	ス以上のうち少ない方の額(円)ヲ	償却期間(月)リ	補助対象経費 ヲ×リ÷12(月)=カ	国庫補助金 内定申請額(千円) カ×1/2=コ
	車価イ	附属品ロ	改造費ハ													
第1号	14,333,900	4,266,100	0	18,600,000		0	18,600,000	18,599,999	15,000,000		6,000,000	7,440,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0
第2号	14,333,900	4,266,100	0	18,600,000		0	18,600,000	18,599,999	15,000,000		6,000,000	7,440,000	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0
計	28,667,800	8,532,200	0	37,200,000		0	37,200,000	37,199,998	30,000,000		12,000,000	14,880,000	12,000,000		12,000 千円	6,000

*残存価格(円)	ハ-カ=タ
	9,000,000
	9,000,000
	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持事業国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 リ	国庫補助金内定申請額(千円) リ×1/2=ネ
第1号	15,000,000	60	2.040000%	2.040000%	306,000 円	153.0
第2号	15,000,000	60	2.040000%	2.040000%	306,000 円	153.0
計	30,000,000				612 千円	306.0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カナツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨナネ
12,612	6,306

【負担者とその負担割合】

補助金 口座 名	北海道		市区町村		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号 北北 道	円 2,132,803	%	円 2,132,803	%	円	%	
第2号	円 2,132,803	%	円 2,132,803	%	円	%	
合計	円 4,265,606	%	円 4,265,606	%	円	%	

2年目以降(平成 28 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請	
		当該年度 番号	初年度 番号
北北海道	第1号	第1号	第1号
北北海道	第2号	第2号	第2号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

確保維持費 国庫補助金 申請番号	補助対象限度 額(円)	残存価額(円)	普通償却限度 額 (定率法) リ×年数(4)＝ム (定額法)リ×0.2＝ム	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	リとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 リ×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)リ＝マ	国庫補助金 内定申請額(千円)
第1号	15,000,000	5,400,000	2,160,000	リ	ム＋ウ＝ノ	オ	リ	ヤ	2,160,000 円	マ×1/2＝ケ
第2号	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,678,400	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0
計	30,000,000	10,800,000	4,320,000		4,320,000	5,356,800	4,320,000		4,320 千円	2,160

*残存価額 (円)	リ－マ＝ナ
	3,240,000
	3,240,000
	6,480,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

確保維持費 国庫補助金 申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
第1号	15,000,000	60	25	36	エ	7	208,589 円	7×1/2＝サ
第2号	15,000,000	60	25	36	1,900,000%	1,900,000%	208,589 円	104.0
計	30,000,000					417 千円	208.0	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
マ＋7	ケ＋サ
4,737	2,368

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 番号 名称	負担者とその負担割合					
	申請 番号	市区町村	事業者自己負担	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の 具体的概要
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	
		円	%	円	%	%
		円	%	円	%	%
合計		円	%	円	%	%

予約型乗合タクシー—添付書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			平成26年度
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件	
幕別町	未定	駒島線	地域内フィーダー	373.0 千円	①	バス停の共有、乗り継ぎに 適したダイヤの設定を行う。	①	
合 計				373 千円				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者							平成27年度
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件
幕別町	未定	駒畠線	地域内フィーダー	732.0 千円	①	バス停の共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
合 計				732 千円			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

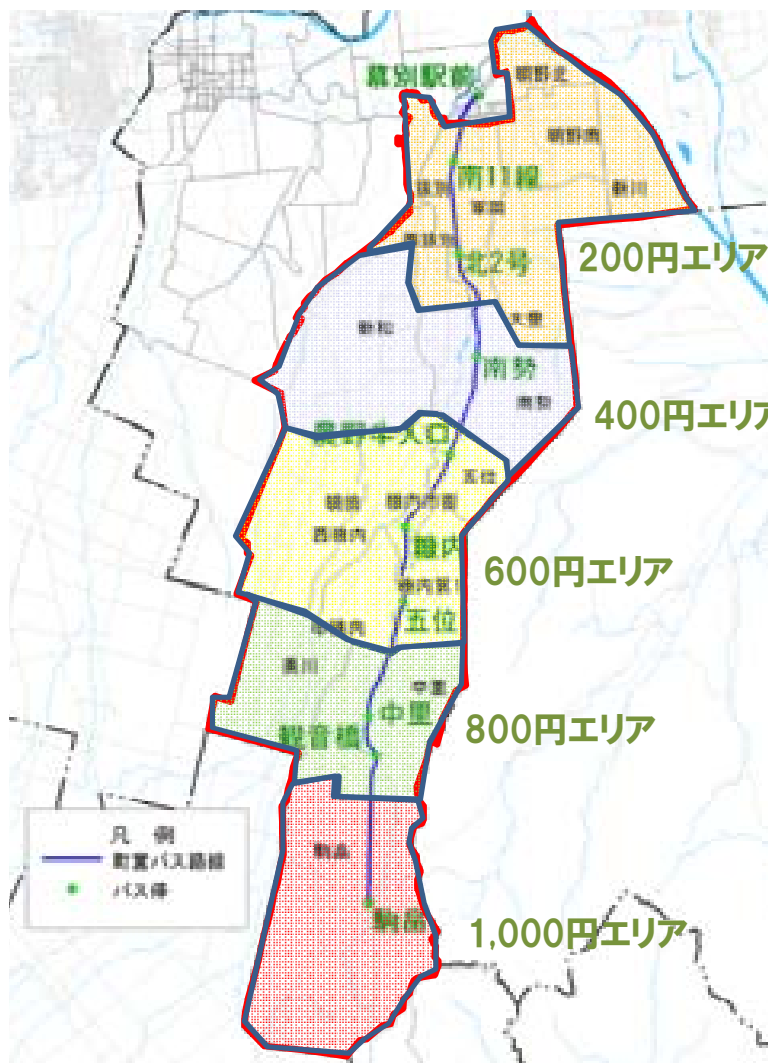
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者							平成28年度
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件
幕別町	未定	駒島線	地域内フィーダー	734.0 千円	①	バス停の共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
合 計				734 千円			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

●予約型乗合タクシー駒畠線運行区域図及び運行時刻



エリア区分	公区名
200円エリア	猿別
	西猿別
	大豊
	明野南
	明野北
	新川
	軍岡
400円エリア	南勢
	新和
600円エリア	糠内市街
	五位
	糠内第一
	西糠内
	中糠内
	明倫
800円エリア	美川
	中里
1,000円エリア	駒畠

- ・乳幼児 無料
- ・小学生 半額
- ・高齢者（65歳以上の者） 半額
- ・通学のために利用する小中学校の児童生徒 半額
- ・生活保護法による保護を受ける者 半額
- ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法による療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者の介護者 半額

●運行時刻

- ・1便：駒畠方面から幕別駅まで 8時20分 幕別駅着
- ・2便：幕別駅から駒畠方面まで 16時45分 幕別駅発
- ・土日・祝日及び12月31日から1月3日は運休
- ・1便は前日の19時30分までに、2便は出発時刻の1時間までに予約が必要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定	平成26年度
------	----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	202 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	202 千円
	営業費用	3,909 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,909 千円
	営業損益	△ 3,707 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 3,707 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 635.0		経常収支率	5.16 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
北北海道	6,155 円 .90 銭	2,624 円 .29 銭	2,624 円 .29 銭	318 円 .11 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック市 町村外乗入れ部 分以外のサービス 提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル)) ÷リ＝ラ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	第1号	駒島線	駒島	南幕別地区	幕別駅	125 日	88.5 回	3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	323.9 時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
合 計		1 系統						3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		323.9 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の 1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ないほう の額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ＝タ	タ×ラ＝ツ	ネ	ネ×1/2＝ナ	ラ	ム
北北海道	第1号	850,007円	103,036円	746,971円	746,971円	746 千円	373.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		850,007円	103,036円	746,971円	746,971円	746 千円	373 千円	8,019 千円	373 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北北海道	第1号	1,890,860円										
		円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		1,890,860円	1,517,860円	円	%	1,292,299円	85.1%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定	平成27年度
------	----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	202 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	202 千円
	営業費用	3,909 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,909 千円
	営業損益	△ 3,707 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 3,707 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 635.0		経常収支率	5.16 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
北北海道	6,155 円 .90 銭	2,624 円 .29 銭	2,624 円 .29 銭	318 円 .11 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック市 町村外乗入れ部 分以外のサービス 提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル)) ÷リ＝ワ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	第1号	駒島線	駒島	南幕別区 区	幕別駅	244 日	173.5 回	3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	635.0 時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
合 計		1 系統						3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		635.0 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の 1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少 ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ＝タ	タ×ラ＝ツ	ネ	ネ×1/2＝ナ	ラ	ム
北北海道	第1号	1,666,424円	202,000円	1,464,424円	1,464,424円	1,464 千円	732.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		1,666,424円	202,000円	1,464,424円	1,464,424円	1,464 千円	732 千円	8,019 千円	732 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北海道	第1号	3,706,996円										
		円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		3,706,996円	2,974,996円	円	%	2,523,002円	84.8%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定	平成28年度
------	----	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	202 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	202 千円
	営業費用	3,909 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,909 千円
	営業損益	△ 3,707 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 3,707 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 635.0		経常収支率	5.16 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ＝ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ＝チ
北北海道	6,155 円 .90 銭	2,624 円 .29 銭	2,624 円 .29 銭	318 円 .11 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック市 町村外乗入れ部 分以外のサービス 提供時間の比率 (リ－(ヌ＋ル)) ÷リ＝ラ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
北北海道	第1号	駒島線	駒島	南幕別区 区	幕別駅	246 日	174.0 回	3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	636.8 時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
						日	回	時間	0.0 時間	0.0 時間	%	時間
合 計		1 系統						3.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		636.8 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の 1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ないほう の額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ＝タ	タ×ラ＝ツ	ネ	ネ×1/2＝ナ	ラ	ム
北北海道	第1号	1,671,147円	202,573円	1,468,574円	1,468,574円	1,468 千円	734.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		1,671,147円	202,573円	1,468,574円	1,468,574円	1,468 千円	734 千円	8,019 千円	734 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北海道	第1号	3,717,504円										
		円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合 計		3,717,504円	2,983,504円	円	%	2,533,632円	84.9%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 15.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類

「コミュニティバス愛称」応募一覧表

No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
1	6月3日	幕別線	まくりん号		札幌市		「幕別」「札内」それぞれに、「輪」（りん～みんなが輪になる）、「隣」（りん～気軽に隣へ）などのイメージを重ねました。
		札内線	さなりん号				
2	6月3日	幕別線	ユーアイバス		幕別町		君と私、友達との愛等、町民とのふれ合いの場をイメージしました。
		札内線	ユーアイバス				
3	6月6日	幕別線	かしわ		幕別町		町の木、町の花、美しい自然、豊かな郷土
		札内線	すずらん				
4	6月7日	幕別線	ありがとうまくべつバス		幕別町		
			コンニチ 今日わーまくべつえがほバス				
5	6月7日	不明	ありがとう号よ今日は		幕別町		
			まくべつ倅せにっこり号				
6	6月7日	幕別線	やむわっか1号		幕別町		やむわっか（アイヌ語）、清き水の湧き出る所、忘れかけているこの名称を後世の町民に伝えたい。
		札内線	やむわっか2号				
7	6月10日	幕別線	ぐるりんまっく		幕別町		幕別をぐるっと回るので。
		札内線	ぐるりんさっつ				札内をぐるっとまわるので。
8	6月17日	幕別線	きらりあ		愛知県名古屋市		きらりと輝く場所（エリア）を走ります。
		幕別線	すずらん				幕別町の花のスズランから採用
		幕別線	きらら号				幕別町民の瞳がきらきら輝くバス
		幕別線	のり愛くん				幕別町民が乗り合う愛のバス
		札内線	はくちょう				幕別町の鳥であるオオハクチョウにちなんで。
		札内線	ゆめあい号				夢と出会い、未来への希望が広がるバス
		札内線	ひまわり				町内を毎日廻るバスです。
		札内線	ゆめはこべ				町民の夢を乗せて未来へ運ぶバスです。
9	6月21日	幕別線	まくべ～		幕別町		幕別を回るバスなので
		札内線	さっつな～				札内を回るバスなので

No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
10	6月21日	幕別線	ぱーくる		幕別町		「パークゴルフ」と「くるくる回る」を合わせ
		札内線	ぐるり				ぐるりとまわるので
11	6月21日	幕別線	フレンディー		幕別町		友達や仲間と利用できるので
		幕別線	まくりん				幕別地域をつなぐ（英語：linkリンク）ので
		札内線	スマイリー				バスを利用できることでみんなが笑顔になるので
		札内線	さつりん				札内地域をつなぐ（英語：linkリンク）ので
12	6月21日	幕別線	スワンバス		神奈川県川崎市		スワンは白鳥を表す英語のswanを意味しています。町の鳥のオオハクチョウのように多くの人々に親しまれますように願いこの名前を考えました。
		幕別線	スズランバス				町の花のスズランのように多くの人々に親しまれますよに願いこの名前を考えました。
		札内線	スズランバス				町の花のスズランのように多くの人々に親しまれますよに願いこの名前を考えました。
		札内線	スワンバス				スワンは白鳥を表す英語のswanを意味しています。町の鳥のオオハクチョウのように多くの人々に親しまれますように願いこの名前を考えました。
13	6月21日	幕別線	陽だまりバス		幕別町		登校時に便利でとても助かるバスで毎日の生活が楽しくなるから
		札内線	Happy Life バス				
14	6月21日	幕別線	スマイルマックバス		幕別町		だれでも覚えられる名前を考えました
		札内線	きまぐれ札バス号				
15	6月21日	幕別線	ランラン号		幕別町		ランランルンルンできるようなバス
		札内線	ルンルン号				
16	6月21日	幕別線	ティーバス		幕別町		<u>コミュ</u> ニ <u>テイ</u> ー <u>バス</u>
		札内線	コミュバス				
17	6月21日	幕別線	くまげら号		幕別町		とくにない
		札内線	ケシの極み				
18	6月21日	幕別線	スマイルバス		幕別町		みんなが乗って笑顔になるよう思いました
		札内線	ハッピーバス				

No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
19	6月21日	幕別線	小さなバス		幕別町		色んな人に乗ってほしいからこの名前にしました
		札内線	みんなのバス				
20	6月21日	幕別線	スマイル号		幕別町		みんながスマイルになるようなバスになるといいので
		札内線	りんごー				
21	6月21日	幕別線	幕っくん		幕別町		子供から大人、お年寄りの人たちが覚えやすいようなシンプルな名前
		札内線	札っちゃん				
22	6月21日	幕別線	コミ幕号		幕別町		みんなが気軽にバスに乗れるような名前がいいと思ってこの名をつけました
		札内線	札内号80				
23	6月21日	幕別線	幕別緑のバス		幕別町		幕別、札内は緑がたくさんあるのでこの名前をつけました
		札内線	札内大自然バス				
24	6月21日	幕別線	幕バス君2014		幕別町		2014年の幕別バスとゆうらしい名前にしてみました！
		札内線	さっちいー				思いつきました！
25	6月21日	幕別線	それいけ1号		幕別町		乗る人が目的地まですぐ行けるような名前にしました
		札内線	それいけ2号				
26	6月21日	幕別線	マッコミバス		幕別町		言葉を省略して親しみやすくしました
		札内線	サッコミバス				
27	6月21日	幕別線	幕別号		幕別町		乗る人が元気にあいさつができるようお願いをこめました
		札内線	あいさつ号				
28	6月21日	幕別線	スピーディーホーディーンバス		幕別町		
		札内線	札内999モンキーバス				
29	6月21日	幕別線	まくバス	山根 佳菜子	幕別町		みんなが覚えやすいように
		札内線	さつバス				
30	6月21日	幕別線	幕線バス		幕別町		少し略して覚えやすいように考えました
		札内線	札線バス				

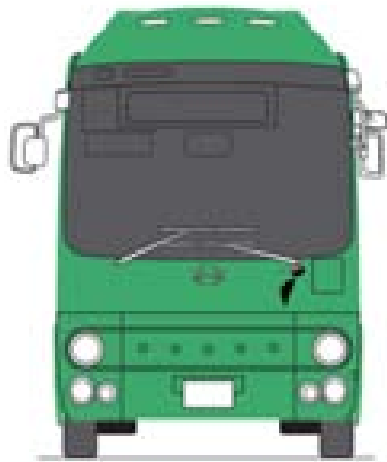
No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
31	6月21日	幕別線	マクッチー		幕別町		それぞれの路線の頭文字をとってつけました。
		札内線	サッチー				
32	6月21日	幕別線	ファイン号		幕別町		頑張る、笑顔になれるような事をできるように今日も一日頑張ろうという気持ちになれるように
		札内線	スマイリー号				
33	6月21日	幕別線	M K B		幕別町		乗る人が覚えやすく今の若い人たちの略を使いました
		札内線	S K B				
34	6月21日	幕別線	まっぼごー		幕別町		自分の中でのバスのイメージが「しゅっぼっぼー」なので初めての文字+っぼと号をひらがなにした名前を考えました。
		札内線	さっぼごー				
35	6月21日	幕別線	クロッキーバス		幕別町		幕別のゆるキャラの名前を入れて幕別のバスだとわかるように。ゆるキャラの名前が入ったことで覚えやすそうな名前になりそうだから 元気が出そう！だから。明るくしたい。あまりない名前がよくて短くない長くない名前にしたかったから
		札内線	元気が出るバス				
36	6月21日	幕別線	まくバス	黒田 海都	幕別町		幕別のバスだから
		札内線	札内GO				札内を楽しくしてほしいから
37	6月21日	幕別線	つばさ		幕別町		鳥がつばさを広げて羽ばたくようにみんなを乗せてってほしいからです 花はつぼみが開くのをまっいて10～11月位しか走らないけど、暖かい春が来るまでみんなを乗せてほしいからです
		札内線	つぼみ				
38	6月21日	幕別線	コミバス（幕別）		幕別町		わかりやすい
		札内線	コミバス（札内）				
39	6月21日	幕別線	まくべつバス		幕別町		幕別町だからまくべつバス！ 地域の子供からお年寄りまでたくさんの人が使うバスなので次も乗りたいと思うようなバス
		札内線	元気がでるバス				
40	6月21日	幕別線	まくもン号		幕別町		初めて見た時これ乗ってみたい！と思って乗ってくれるんじゃないかなと思ったから
		札内線	さつもン号				
41	6月21日	幕別線	まつ		幕別町		最初と最後の文字
		札内線	さい				

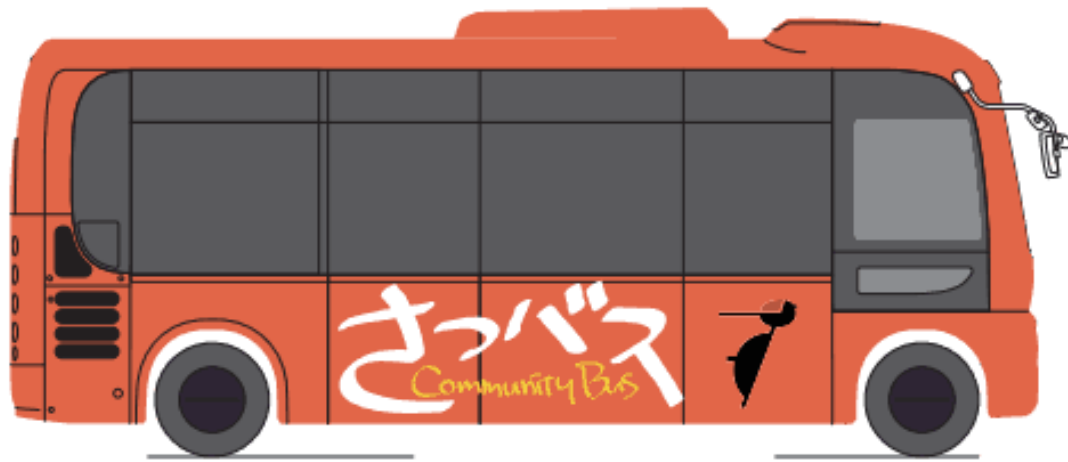
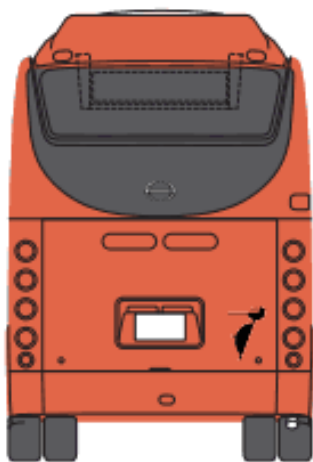
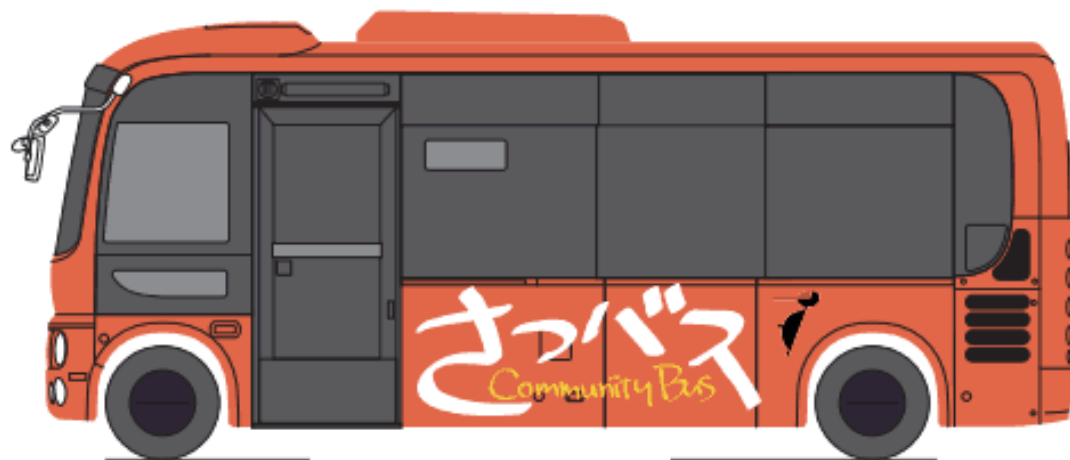
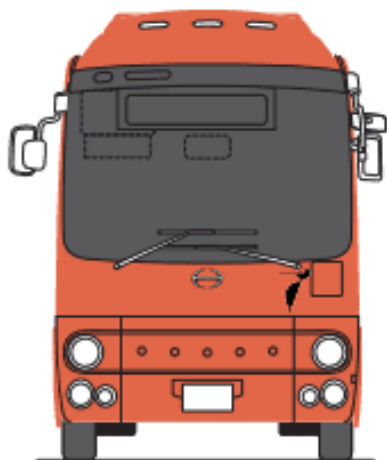
No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
42	6月21日	幕別線	幕バス		幕別町		短縮系
		札内線	札バス				
43	6月21日	幕別線	幕るん線		幕別町		なんとなく
		札内線	札まいも線				いもつながりで札を入れたらさつまいもになるから
44	6月21日	幕別線	クローバーバス		幕別町		なんか四葉は平和な感じがするから。「皆で平和にバスに乗ろう！」みたいな・・・
		札内線	桜バス				桜のように華やかに！元気に
45	6月21日	幕別線	cheer・ful		幕別町		明るく元気でみんなの乗りやすい心安らぐバス
		札内線	思いを運ぶ				人の心を運ぶバス。気持ち良く乗れるバス
46	6月21日	幕別線	？？？バス		幕別町		謎のバース
		札内線	！！！バス				びっくりのバース
47	6月21日	幕別線	きつつき線		幕別町		幕別のイメージがきつつきだから
		札内線	3271線				さつないの頭文字をとった
48	6月21日	幕別線	ラッキーバス		幕別町		このバスに乗っていけば1日中ラッキーになれる
		札内線	やる気バス				このバスに乗っていけば1日中やる気が出る！
49	6月21日	幕別線	ぐるんとまくべつ		幕別町		ぐるんと幕別町（本町）をまわるから
		札内線	さつないぐるっとバス				札内をぐるっとまわっていくから
50	6月21日	幕別線	I♥リラックマ号1号！！		幕別町		リラックマの絵がついてる
		札内線	ドラちゃん号！				ドラエモンの絵が書いてある
51	6月21日	幕別線	オーマイガー線		幕別町		かっこいいバスだから
		札内線	オーNO線				
52	6月21日	幕別線	幕内弁当		幕別町		食べたいから
		札内線	万札				ほしいから
53	6月21日	幕別線	幕コミデラックス		幕別町		マツコデラックスさんと名前をコラボさせた
		札内線	札コミツマングローブ				ミツマンローブさんと名前をコラボさせた

No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
54	6月21日	幕別線	ビックスター		幕別町		大きな星のようなバス
		札内線	ビック流れ星				大きな流れ星
55	6月21日	幕別線	愛称		幕別町		なんとなく
		札内線	愛称				
56	6月21日	幕別線	るんるんバス		幕別町		楽しいバスにしたいから
		札内線	らんらんバス				
57	6月21日	幕別線	マッキー号		幕別町		幕別はこんなにいい町ということ を思い浮かばせるため
		札内線	サッシー号				札内はこんないい町ということ を思い浮かばせるため
58	6月21日	幕別線	クマゲラ号・くまげら号		幕別町		幕別といえば「くまげら」だから！ 「くまげら」は沢山の人が 知っていて覚えやすいと思うから です
		札内線	スマイル札内バス				みんなが楽しく笑顔で乗れるよう に！みんなで大切に利用したい！
59	6月21日	幕別線	ハッピーバス		幕別町		乗った人が幸せになれるように
		札内線	にこにこバス				乗った人が笑えるように
60	6月21日	幕別線	まっくん		幕別町		幕別からとりました。小さい子 から大きい人まで覚えてもらえ ると思ったのでつけました
		札内線	パーくるん				パーくるんは、パーはパークゴ ルフからとりました。歩いてい るとパークゴルフをやってる人 がいっぱいいるので、パーにし ました。くるんはかわいらし かったからです
61	6月21日	幕別線	ピーマンバス		幕別町		ピーマンの好きな人が少ないか ら最初から見慣れてれば好きに なれると思うから
		札内線	ナスビバス				ナスビを好きな人が少ないか ら最初から見慣れてれば好きに なれると思うから
62	6月21日	幕別線	まゆあバス		幕別町		ま＝幕別 ゆ＝ゆずりあい あ＝あいさつ
		札内線	札内の笑顔バス				札内は札内だから、笑顔は笑顔 あふれるステキなバスになれる ように
63	6月21日	幕別線	幕別バス		幕別町		幕別線だから
		札内線	札内バス				札内線だから

No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
64	6月21日	幕別線	きずな号		幕別町		色々な人がバスに乗り、関係を深める
		札内線	自然号				札内は自然が豊であるため巡ってほしい
65	6月21日	幕別線	幕別元気バス		幕別町		幕別を通るバスだから
		札内線	札内わいわいバス				札内を通るバスだから
66	6月21日	幕別線	trustバス		幕別町		「しんらい」できるバスという意味を込めて。
		札内線	ニョキバス				呼びやすい可愛い感じがするから。
67	6月21日	幕別線	パークゴルフバス		幕別町		パークゴルフ発祥の地だからです。
		札内線	100年記念バス				100年記念ホールが札内にあるからです。
68	6月21日	幕別線	なかよし号		幕別町		バスに乗ったみんなが仲良しになればいいな～
		札内線	るるん号				バスに乗ったみんなが「るるん」って感じに楽しくなればいいな～
69	6月21日	幕別線	くまげら号		幕別町		幕別の有名な鳥をたくさんの人に覚えてもらうため。
		札内線	Happy dayバス				毎日が楽しくなるようなバスにする。一日のはじめを快適にいい気持ちで乗れるようなバス。
70	6月21日	幕別線	安全性No.1 バス		幕別町		乗ってく入れる人を安全に守って、バスを利用してもらいたいから。
		札内線	みんなを安全に守りバス				みんなを安全に守りながらバスを運転してほしいから。
71	6月21日	幕別線	楽バス		幕別町		みんなが楽に通えるように。
		札内線	サツナイ号				札内で走るから。
72	6月21日	幕別線	幕別バスター		幕別町		幕別を走っているバス
		札内線	札内バスター				札内を走っているバス
73	6月21日	幕別線	幕ティバス		幕別町		幕別線の幕とコミュニティバスのティをとって名付けた。
		札内線	札ティバス				札内線の札とコミュニティバスのティをとって名付けた。
74	6月21日	幕別線	みんなのBUS		幕別町		みんな乗るから。
		札内線	だれかのBUS				必ずだれかは乗るから。
75	6月21日	幕別線	ブルーライナー		幕別町		幕別の青い空と緑の大地をイメージしました。お年寄りから子供まで覚えられるシンプルな名称
		札内線	グリーンライナー				

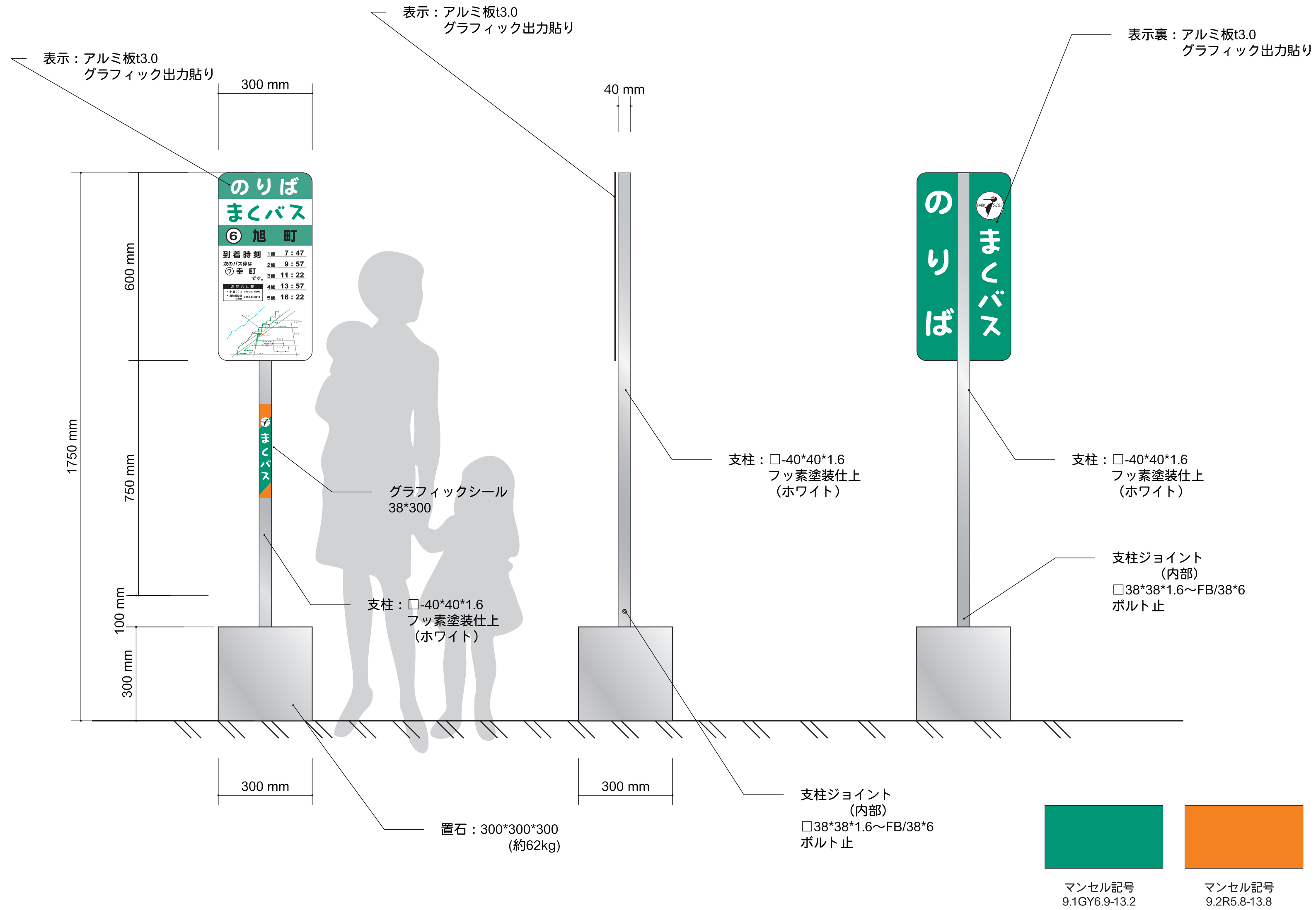
No.	受付月日	路線名	愛 称	氏 名	住 所	年齢	説 明
76	6月21日	幕別線	幕別バス		幕別町		幕別線だから。
		札内線	札内バス				札内線だから。
77	6月21日	幕別線	幕別バス		幕別町		幕別線だから。
		札内線	札内バス				札内線だから。
78	6月21日	幕別線	コミュたん幕別		幕別町		コミュニティバスの「コミュ」をとって。
		札内線	コミュたん札内				
79	6月21日	幕別線	幕バス		幕別町		幕別町のバスだから。
		札内線	札バス				札内で走っているバスだから。
80	6月21日	幕別線	幕別バス		幕別町		幕別線だから。
		札内線	札内バス				札内線だから。
81	6月21日	幕別線	すずらん号		幕別町		「すずらん」は幕別町の花、「くまげら」は札内の街路灯に、幅広い年齢層にわかる、やさしいネーミングが望ましいと考えた。
		札内線	くまげら号				
82	6月21日	幕別線	マーク		幕別町		元気の良い男の子のイメージ
		幕別線	マクドン				呼び易く愛嬌のある響き
		幕別線	マックバス				覚え易い。お年寄りから子供まで受け入れられる名前
		札内線	サーナ				元気の良い女の子のイメージ
		札内線	サアベロ				呼び易く愛嬌のある響き
		札内線	サツバス				覚え易い。お年寄りから子供まで受け入れられる名前
83	6月21日	幕別線	まくばす		幕別町		短くてわかりやすい。わざとひらがなにしておもしろくした。
		札内線	さつばす				
84	6月21日	幕別線	まくみんバス		幕別町		みんなのバスという意味を込めて、方向に「みん」をつけてみました。
		札内線	さつみんバス				
85	6月21日	幕別線	まくジョイ		幕別町		コミバスに乗ってそれぞれの町のいろいろな場所に行き、毎日の生活をエンジョイ!!
		札内線	さつジョイ				



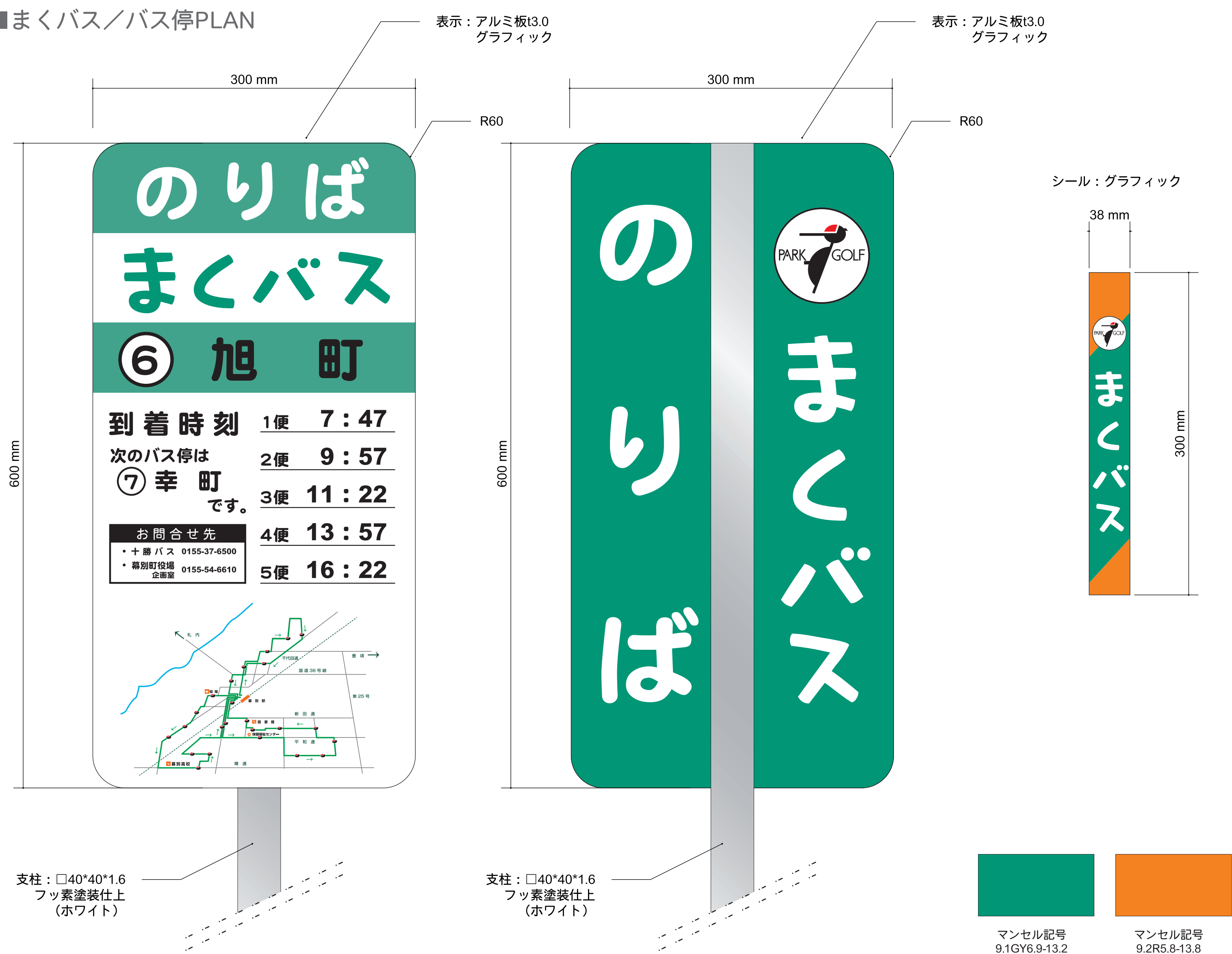


M-01 ■ まくバス／バス停PLAN

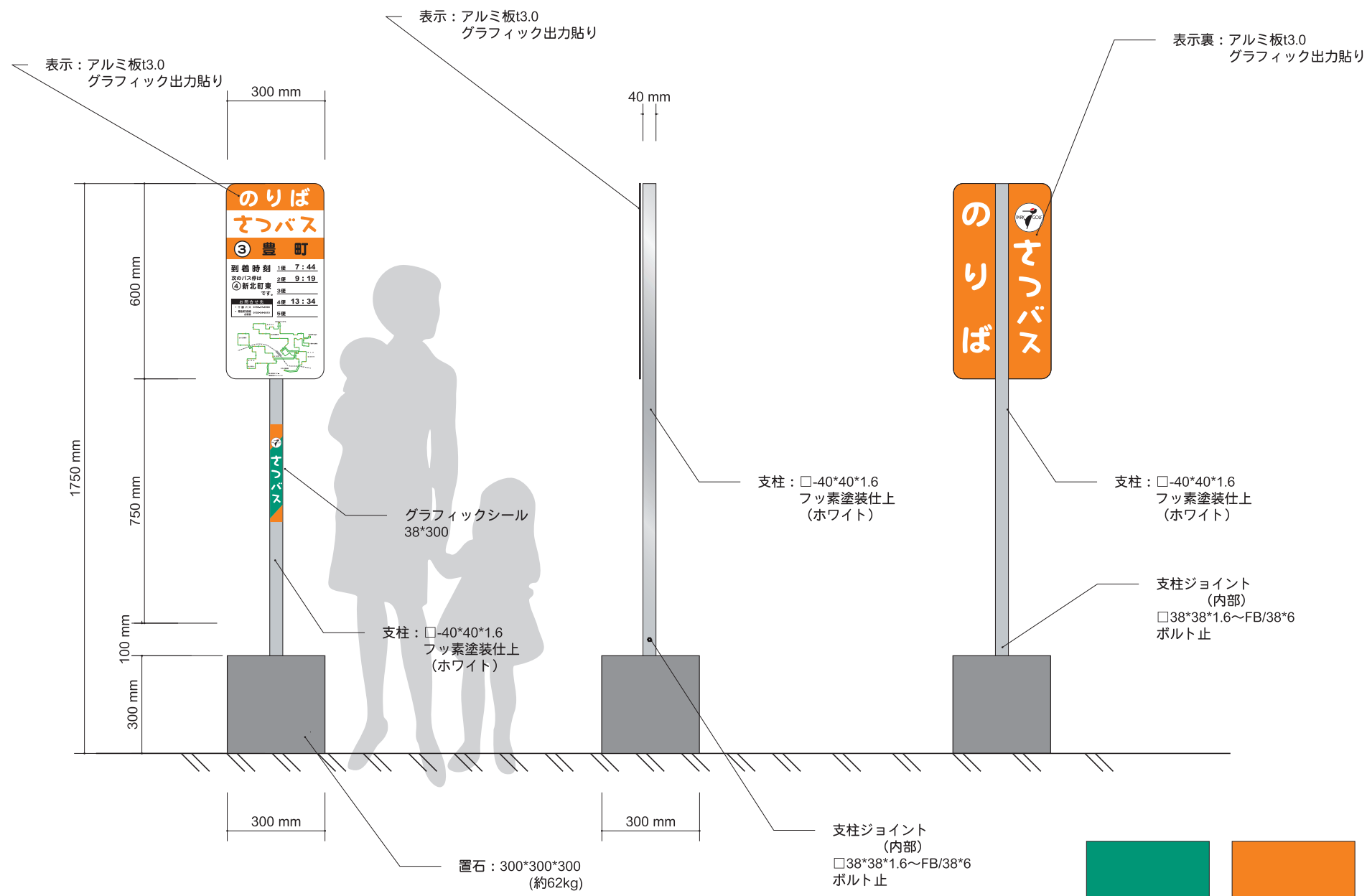
別紙 4



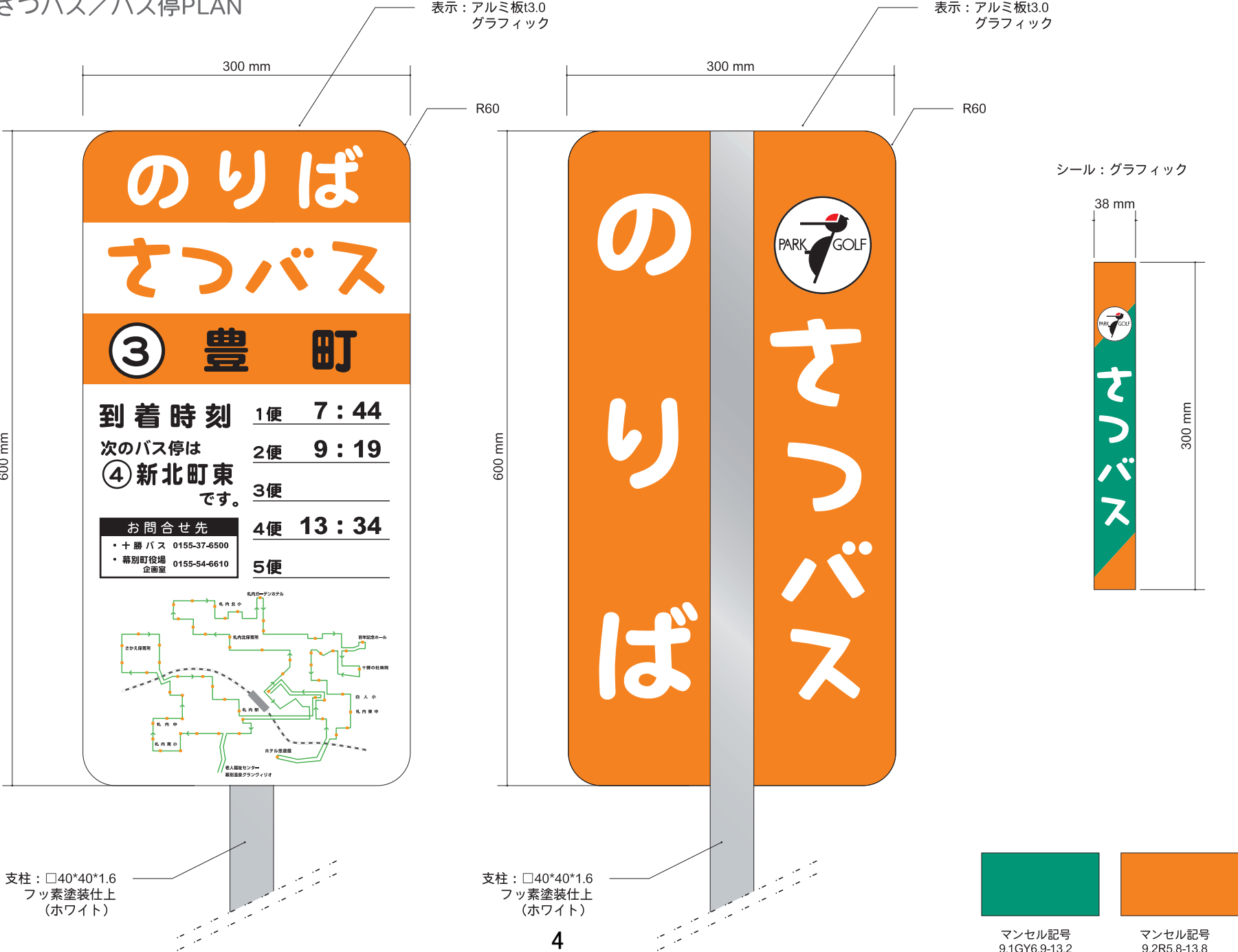
M-02 ■ まくバス／バス停PLAN



S-01 ■ さつバス／バス停PLAN



S-02 ■ さつバス／バス停PLAN



コミュニティバス運行経費試算表（幕別線・札内線合計）

資料 1

幕別線・札内線コミュニティバス 車両形態：事業者所有（2台）	平成25年度 （10月～3月）	平成26年度 （4月～3月）	平成27年度 （4月～3月）	平成28年度 （4月～3月）	平成29年度 （4月～3月）	平成30年度 （4月～9月）	5年間の合計	平成30年度 （10月～3月）	平成30年度 （4月～3月）	平成31年度以降
○運行経費 X	9,677,028	18,001,570	18,549,040	18,549,040	18,549,040	9,274,520	92,600,238	9,274,520	18,549,040	10,283,440
うち、運行経費分	5,544,228	9,735,970	10,283,440	10,283,440	10,283,440	5,141,720	51,272,238	9,274,520	14,416,240	10,283,440
うち、車両減価償却分	4,132,800	8,265,600	8,265,600	8,265,600	8,265,600	4,132,800	41,328,000	0	4,132,800	0
運賃収入 A	△ 240,000	△ 541,200	△ 590,400	△ 590,400	△ 590,400	△ 295,200	△ 2,847,600	△ 295,200	△ 590,400	△ 590,400
国庫補助金（運行補助） B	0	△ 5,024,000	△ 5,016,000	△ 5,057,000	△ 5,057,000	0	△ 20,154,000	△ 5,057,000	△ 5,057,000	△ 5,057,000
国庫補助金（車両補助） C	0	△ 6,306,000	△ 3,858,000	△ 2,368,000	△ 1,360,000	0	△ 13,892,000	△ 816,000	△ 816,000	0
※町負担額 Y（X-A-B-C） （運行事業者に対する町補助金）	9,437,028	6,130,370	9,084,640	10,533,640	11,541,640	8,979,320	55,706,638	3,106,320	12,085,640	4,636,040
Yのうち特別交付税措置額 y（Y×0.8）	△ 7,549,622	△ 4,904,296	△ 7,267,712	△ 8,426,912	△ 9,233,312	△ 7,183,456	△ 44,565,310	△ 2,485,056	△ 9,668,512	△ 3,708,832
※実質町負担額 Z（Y-y）	1,887,406	1,226,074	1,816,928	2,106,728	2,308,328	1,795,864	11,141,328	621,264	2,417,128	927,208
バス停設置費用 ア	1,791,720	0	0	0	0	0	1,791,720	0	0	0
時刻表・バスマップ作成費用 イ	329,490	0	0	0	0	0	329,490	0	0	0
※町負担額合計 Z+ア+イ	4,008,616	1,226,074	1,816,928	2,106,728	2,308,328	1,795,864	13,262,538	621,264	2,417,128	927,208

※国庫補助金（運行補助）の補助率は、補助対象経費（経常費用－経常収益）の1／2となっている（標準経常費用が上限）。